

資料 4 - 4 1

泊発電所 3号炉 審査資料	
資料番号	SA45H-9 r.1.0
提出年月日	令和5年5月10日

## 泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(重大事故等対処設備)  
補足説明資料  
比較表

45条

令和5年5月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

**【適合性一覧表の相違箇所について】**

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したため資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

**【関連資料の相違箇所について】**

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部送水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賄える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし
—	共用の禁止	—	—	—	—(世帯申請であり未用設備なし)
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>45-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉
1	高圧注入ポンプ	1	高圧注入ポンプ
2	高圧注入ポンプ	2	高圧注入ポンプ
3	高圧注入ポンプ	3	高圧注入ポンプ
4	高圧注入ポンプ	4	高圧注入ポンプ
5	高圧注入ポンプ	5	高圧注入ポンプ
6	高圧注入ポンプ	6	高圧注入ポンプ
7	高圧注入ポンプ	7	高圧注入ポンプ
8	高圧注入ポンプ	8	高圧注入ポンプ

45-1-1

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由	
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	項目	相違理由
1	高圧注入ポンプ	1	相違理由
2	高圧注入ポンプ	2	相違理由
3	高圧注入ポンプ	3	相違理由
4	高圧注入ポンプ	4	相違理由
5	高圧注入ポンプ	5	相違理由
6	高圧注入ポンプ	6	相違理由
7	高圧注入ポンプ	7	相違理由
8	高圧注入ポンプ	8	相違理由
9	高圧注入ポンプ	9	相違理由

45-1-1





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	燃料取扱設備
2	燃料取扱設備
3	燃料取扱設備
4	燃料取扱設備
5	燃料取扱設備
6	燃料取扱設備
7	燃料取扱設備
8	燃料取扱設備
9	燃料取扱設備
10	燃料取扱設備
11	燃料取扱設備
12	燃料取扱設備
13	燃料取扱設備
14	燃料取扱設備
15	燃料取扱設備
16	燃料取扱設備
17	燃料取扱設備
18	燃料取扱設備
19	燃料取扱設備
20	燃料取扱設備
21	燃料取扱設備
22	燃料取扱設備
23	燃料取扱設備
24	燃料取扱設備
25	燃料取扱設備
26	燃料取扱設備
27	燃料取扱設備
28	燃料取扱設備
29	燃料取扱設備
30	燃料取扱設備
31	燃料取扱設備
32	燃料取扱設備
33	燃料取扱設備
34	燃料取扱設備
35	燃料取扱設備
36	燃料取扱設備
37	燃料取扱設備
38	燃料取扱設備
39	燃料取扱設備
40	燃料取扱設備
41	燃料取扱設備
42	燃料取扱設備
43	燃料取扱設備
44	燃料取扱設備
45	燃料取扱設備
46	燃料取扱設備
47	燃料取扱設備
48	燃料取扱設備
49	燃料取扱設備
50	燃料取扱設備
51	燃料取扱設備
52	燃料取扱設備
53	燃料取扱設備
54	燃料取扱設備
55	燃料取扱設備
56	燃料取扱設備
57	燃料取扱設備
58	燃料取扱設備
59	燃料取扱設備
60	燃料取扱設備
61	燃料取扱設備
62	燃料取扱設備
63	燃料取扱設備
64	燃料取扱設備
65	燃料取扱設備
66	燃料取扱設備
67	燃料取扱設備
68	燃料取扱設備
69	燃料取扱設備
70	燃料取扱設備
71	燃料取扱設備
72	燃料取扱設備
73	燃料取扱設備
74	燃料取扱設備
75	燃料取扱設備
76	燃料取扱設備
77	燃料取扱設備
78	燃料取扱設備
79	燃料取扱設備
80	燃料取扱設備
81	燃料取扱設備
82	燃料取扱設備
83	燃料取扱設備
84	燃料取扱設備
85	燃料取扱設備
86	燃料取扱設備
87	燃料取扱設備
88	燃料取扱設備
89	燃料取扱設備
90	燃料取扱設備
91	燃料取扱設備
92	燃料取扱設備
93	燃料取扱設備
94	燃料取扱設備
95	燃料取扱設備
96	燃料取扱設備
97	燃料取扱設備
98	燃料取扱設備
99	燃料取扱設備
100	燃料取扱設備

45-1-1

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	内容	相違理由
1	燃料取扱設備	
2	燃料取扱設備	
3	燃料取扱設備	
4	燃料取扱設備	
5	燃料取扱設備	
6	燃料取扱設備	
7	燃料取扱設備	
8	燃料取扱設備	
9	燃料取扱設備	
10	燃料取扱設備	
11	燃料取扱設備	
12	燃料取扱設備	
13	燃料取扱設備	
14	燃料取扱設備	
15	燃料取扱設備	
16	燃料取扱設備	
17	燃料取扱設備	
18	燃料取扱設備	
19	燃料取扱設備	
20	燃料取扱設備	
21	燃料取扱設備	
22	燃料取扱設備	
23	燃料取扱設備	
24	燃料取扱設備	
25	燃料取扱設備	
26	燃料取扱設備	
27	燃料取扱設備	
28	燃料取扱設備	
29	燃料取扱設備	
30	燃料取扱設備	
31	燃料取扱設備	
32	燃料取扱設備	
33	燃料取扱設備	
34	燃料取扱設備	
35	燃料取扱設備	
36	燃料取扱設備	
37	燃料取扱設備	
38	燃料取扱設備	
39	燃料取扱設備	
40	燃料取扱設備	
41	燃料取扱設備	
42	燃料取扱設備	
43	燃料取扱設備	
44	燃料取扱設備	
45	燃料取扱設備	
46	燃料取扱設備	
47	燃料取扱設備	
48	燃料取扱設備	
49	燃料取扱設備	
50	燃料取扱設備	
51	燃料取扱設備	
52	燃料取扱設備	
53	燃料取扱設備	
54	燃料取扱設備	
55	燃料取扱設備	
56	燃料取扱設備	
57	燃料取扱設備	
58	燃料取扱設備	
59	燃料取扱設備	
60	燃料取扱設備	
61	燃料取扱設備	
62	燃料取扱設備	
63	燃料取扱設備	
64	燃料取扱設備	
65	燃料取扱設備	
66	燃料取扱設備	
67	燃料取扱設備	
68	燃料取扱設備	
69	燃料取扱設備	
70	燃料取扱設備	
71	燃料取扱設備	
72	燃料取扱設備	
73	燃料取扱設備	
74	燃料取扱設備	
75	燃料取扱設備	
76	燃料取扱設備	
77	燃料取扱設備	
78	燃料取扱設備	
79	燃料取扱設備	
80	燃料取扱設備	
81	燃料取扱設備	
82	燃料取扱設備	
83	燃料取扱設備	
84	燃料取扱設備	
85	燃料取扱設備	
86	燃料取扱設備	
87	燃料取扱設備	
88	燃料取扱設備	
89	燃料取扱設備	
90	燃料取扱設備	
91	燃料取扱設備	
92	燃料取扱設備	
93	燃料取扱設備	
94	燃料取扱設備	
95	燃料取扱設備	
96	燃料取扱設備	
97	燃料取扱設備	
98	燃料取扱設備	
99	燃料取扱設備	
100	燃料取扱設備	

45-1-3



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-1

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-4

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

45-1-1

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	内容	相違理由
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-5



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

45-1-1



泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	内容	相違理由
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-6

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
2	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
3	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
4	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
5	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
7	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
8	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
9	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

45-1-1

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	内容	相違理由
1	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	緊急時に備え、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-7

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項目</th> <th style="width: 15%;">項目名</th> <th style="width: 55%;">該当状況</th> <th style="width: 10%;">類型化区分</th> <th style="width: 15%;">関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="4">第1号</td> <td>① 設備温度・温度設定力/屋外の天候/計測機</td> <td>C/以外の屋内/その他 (原子炉補助建屋) (有効に機能を発揮する)</td> <td>B d</td> <td>① [補足説明資料]45-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>② 海水</td> <td>対象外(海水を海水しない)</td> <td>/</td> <td>[補足説明資料]45-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>電磁誘</td> <td>(機密が漏れない)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近接機からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>操作性</td> <td>対象外 (操作不要)</td> <td>/</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>試験・検証 (稼働性・系統構成/外部入力)</td> <td>電路 (機能・性能及び補えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (注)蓄電度及び有効水量の確認が可能)</td> <td>F</td> <td>③ [補足説明資料]45-3 試験・検査説明資料</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>切り替え性</td> <td>【1次系FAE】 DB組設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB組設と同じ系統構成で使用)</td> <td>B b</td> <td>④ [補足説明資料]45-4 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号</td> <td>系統設計</td> <td>【1次系の規格】 Bと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)</td> <td>A d</td> <td>⑤ [補足説明資料]45-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>配置設計</td> <td>地震、風水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他(建築物)</td> <td>対象外</td> <td>/</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>設置場所</td> <td>対象外 (操作不要)</td> <td>/</td> <td>⑥</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>常設品の容量</td> <td>対象外(流路)</td> <td>/</td> <td>⑦</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号</td> <td>環境条件、自然現象、外部入力(地震、風水、火災)</td> <td>防止設備/共通要因の考慮対象設備なし</td> <td>/</td> <td>⑧</td> </tr> <tr> <td>サポート系設備</td> <td>対象外(サポート系なし)</td> <td>/</td> <td>⑨</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	該当状況	類型化区分	関連資料	第1項	第1号	① 設備温度・温度設定力/屋外の天候/計測機	C/以外の屋内/その他 (原子炉補助建屋) (有効に機能を発揮する)	B d	① [補足説明資料]45-2 配置図	② 海水	対象外(海水を海水しない)	/	[補足説明資料]45-4 系統図	電磁誘	(機密が漏れない)	-		近接機からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-		第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	②	第3号	試験・検証 (稼働性・系統構成/外部入力)	電路 (機能・性能及び補えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (注)蓄電度及び有効水量の確認が可能)	F	③ [補足説明資料]45-3 試験・検査説明資料	第4号	切り替え性	【1次系FAE】 DB組設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB組設と同じ系統構成で使用)	B b	④ [補足説明資料]45-4 系統図	第5号	系統設計	【1次系の規格】 Bと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	⑤ [補足説明資料]45-4 系統図	配置設計	地震、風水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-		その他(建築物)	対象外	/		第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	⑥	第7号	常設品の容量	対象外(流路)	/	⑦	第8号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	第9号	環境条件、自然現象、外部入力(地震、風水、火災)	防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	⑧	サポート系設備	対象外(サポート系なし)	/	⑨	
項目	項目名	該当状況	類型化区分	関連資料																																																																									
第1項	第1号	① 設備温度・温度設定力/屋外の天候/計測機	C/以外の屋内/その他 (原子炉補助建屋) (有効に機能を発揮する)	B d	① [補足説明資料]45-2 配置図																																																																								
		② 海水	対象外(海水を海水しない)	/	[補足説明資料]45-4 系統図																																																																								
		電磁誘	(機密が漏れない)	-																																																																									
		近接機からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																									
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	②																																																																								
	第3号	試験・検証 (稼働性・系統構成/外部入力)	電路 (機能・性能及び補えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (注)蓄電度及び有効水量の確認が可能)	F	③ [補足説明資料]45-3 試験・検査説明資料																																																																								
	第4号	切り替え性	【1次系FAE】 DB組設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB組設と同じ系統構成で使用)	B b	④ [補足説明資料]45-4 系統図																																																																								
	第5号	系統設計	【1次系の規格】 Bと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	⑤ [補足説明資料]45-4 系統図																																																																								
		配置設計	地震、風水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-																																																																									
		その他(建築物)	対象外	/																																																																									
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	⑥																																																																									
第7号	常設品の容量	対象外(流路)	/	⑦																																																																									
第8号	共用の禁止	(共用しない)	-	-																																																																									
第9号	環境条件、自然現象、外部入力(地震、風水、火災)	防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	⑧																																																																									
	サポート系設備	対象外(サポート系なし)	/	⑨																																																																									



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
①	①
②	②
③	③
④	④
⑤	⑤
⑥	⑥
⑦	⑦
⑧	⑧

45-1-2

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
①	原子炉格納容器 (有効に機能を発揮する)	[補足説明資料]45-2 配置図
②	対象外(海水を海水しない) (機密が漏れられない)	[補足説明資料]45-4 系統図
③	対象外 (操作不要)	-
④	【その他】 DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	[補足説明資料]45-3 試験・検査 説明資料
⑤	【その他重大事故等時】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同じ系統構成)	[補足説明資料]45-4 系統図
⑥	地震、洪水、火災、外敵からの衝撃の影響を及ぼさない	-
⑦	【その他】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	-
⑧	防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	-
⑨	対象外(サポート系なし)	-

45-1-9



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

45-1-2

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-10

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8

45-1-1

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	

45-1-11



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	運転時、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1	運転時、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	2	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	3	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	4	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	5	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	6	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	7	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	8	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-2

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	運転時、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-12

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	補助給水ピット	2	補助給水ピット	
3	補助給水ピット	3	補助給水ピット	
4	補助給水ピット	4	補助給水ピット	
5	補助給水ピット	5	補助給水ピット	
6	補助給水ピット	6	補助給水ピット	
7	補助給水ピット	7	補助給水ピット	
8	補助給水ピット	8	補助給水ピット	

45-1-2

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	補助給水ピット	
2	補助給水ピット	
3	補助給水ピット	
4	補助給水ピット	
5	補助給水ピット	
6	補助給水ピット	
7	補助給水ピット	
8	補助給水ピット	
9	補助給水ピット	

45-1-13



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	2	3	4	5	6	7	8	9
2	3	4	5	6	7	8	9	
3	4	5	6	7	8	9		
4	5	6	7	8	9			
5	6	7	8	9				
6	7	8	9					
7	8	9						
8	9							
9								

45-1-2

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由						
1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	2	3	4	5	6	7	8	9
2	3	4	5	6	7	8	9	
3	4	5	6	7	8	9		
4	5	6	7	8	9			
5	6	7	8	9				
6	7	8	9					
7	8	9						
8	9							
9								

45-1-14

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
1	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
2	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
3	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
4	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
5	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
6	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
7	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
8	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	

45-1-2

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
1	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
2	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
3	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
4	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
5	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
6	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
7	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
8	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
9	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	

45-1-15



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	2	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	3	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	4	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	5	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	6	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	7	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	8	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-2



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-16



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
1	1	1	1	
2	2	2	2	
3	3	3	3	
4	4	4	4	
5	5	5	5	
6	6	6	6	
7	7	7	7	
8	8	8	8	

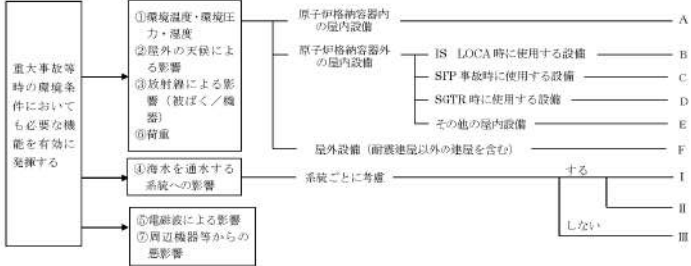
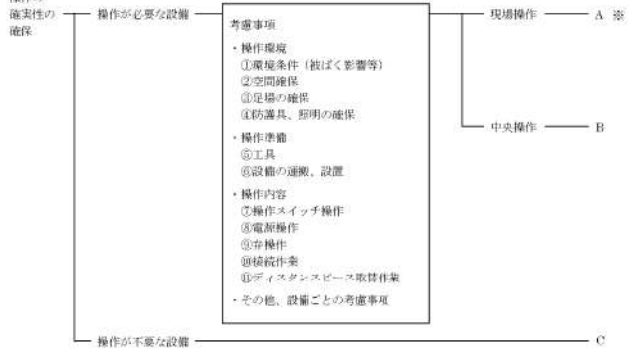
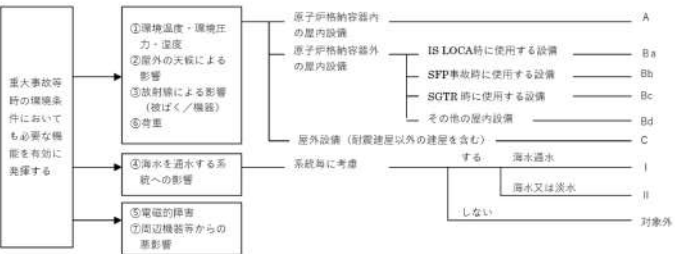

45-1-2

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	

45-1-17

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度          ②屋外の天候による影響          ③放射線による影響（被ばく/機器）          ④荷重          ⑤海水を流通する系統への影響          ⑥電磁波による影響          ⑦周辺機器等からの悪影響</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備          原子炉格納容器外の屋内設備          屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む）</p> <p>IS LOCA時に使用する設備          SFP事故時に使用する設備          SGTR時に使用する設備          その他の屋内設備</p> <p>系統ごとに考慮          する          II          III</p> <p>①海水を流通する系統については、I：通常時に海水を流通する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を流通しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備          考慮事項          ・操作環境          ①環境条件（被ばく影響等）          ②空間確保          ③足場の確保          ④防護具、照明の確保          ・操作準備          ⑤工具          ⑥設備の運搬、設置          ・操作内容          ⑦操作スイッチ操作          ⑧電解操作          ⑨弁操作          ⑩接続作業          ⑪ディスプレイスペース取替作業          ・その他、設備ごとの考慮事項</p> <p>現場操作 — A ※          中央操作 — B          操作が不要な設備 — C</p> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。          （例：A③、A⑤、A⑦等）</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度          ②屋外の天候による影響          ③放射線による影響（被ばく/機器）          ④荷重          ⑤海水を流通する系統への影響          ⑥電磁的障害          ⑦周辺機器等からの悪影響</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備          原子炉格納容器外の屋内設備          屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む）</p> <p>IS LOCA時に使用する設備          SFP事故時に使用する設備          SGTR時に使用する設備          その他の屋内設備</p> <p>系統毎に考慮          する          II          対象外</p> <p>①海水を流通する系統については、I：通常時に海水を流通する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を流通しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備          考慮事項          ・操作環境          ①環境条件（被ばく影響等）          ②空間確保          ③足場の確保          ④防護具、照明の確保          ・操作準備          ⑤工具          ⑥設備の運搬、設置          ・操作内容          ⑦操作スイッチ操作          ⑧電解操作          ⑨弁操作          ⑩接続作業          ・その他、設備毎の考慮事項</p> <p>現場操作 — A          中央操作 — B          操作が不要な設備 — 対象外</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号                      試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目                      ・分解検査                      ・開放検査                      ・非破壊検査                      ・閉閉検査                      ・機能・性能検査                      ・特性検査</p> <p>考慮事項                      ○ 検査性のある構造                      ・ 分解ができる構造                      ・ 点検口等の設置                      ・ 非破壊検査ができる構造                      ○ 系統構成、外部入力                      ・ アストラインの構成                      ・ 機関負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化                      機械設備                      電気機器                      配管設備                      計測制御設備                      検査機                      その他</p> <p>動的機器                      A ゴンブ、ファン、圧縮機                      B 弁                      C 容器（タンク類）                      D 閉気機器                      E 空機ユニット                      F 汽機                      G 内巻機                      H 汽機                      I 発電機                      J その他電機設備</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号                      試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目                      ・分解検査                      ・開放検査                      ・非破壊検査                      ・閉閉検査                      ・機能・性能検査                      ・特性検査                      第2（1）項参照</p> <p>考慮事項                      ○ 検査性のある構造                      ・ 分解ができる構造                      ・ 点検口等の設置                      ・ 非破壊検査ができる構造                      ○ 系統構成、外部入力                      ・ アストラインの構成                      ・ 機関負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化                      機械設備 静的機器                      電気設備                      計測制御設備                      検査機                      その他</p> <p>A ゴンブ、ファン                      B 弁                      M 圧縮機                      C 容器（タンク類）                      D 閉気機器                      E 空機ユニット                      F 汽機                      G 内巻機                      H 発電機                      J その他電機設備                      I 計測制御設備                      L 検査機                      K 透視機</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号                      切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常時から系統構成を変更する設備</p> <p>【考慮事項】                      ・ 弁操作等で切り替えられる。</p> <p>選定対象 A</p> <p>変更せずに使用できる系統又は設備 B</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号                      切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する必要があるか</p> <p>選定対象 A</p> <p>本来の用途以外の用途として使用するための切替は不要</p> <p>DB施設としての機能を有さない</p> <p>切替必要 Ba1</p> <p>切替不要 Ba2</p> <p>DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 Bb</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号                      重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項                      ① 他設備への系統的な影響                      ② 二つ以上の機能要求                      ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む）                      ④ 火災（地震起因以外）                      ⑤ 内部漏洩（地震起因以外）                      ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>A ※</p> <p>⑦ 内部発生飛散物</p> <p>高速回転機器 I</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号                      重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項                      ① 他設備への系統的な影響                      ② 二つ以上の機能要求                      ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む）                      ④ 火災（地震起因以外）                      ⑤ 内部漏洩（地震起因以外）                      ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>非等で系統構成 Aa</p> <p>通常時は分離 Ab</p> <p>他設備から独立 Ac</p> <p>DBと同じ系統構成 Ad</p> <p>放射性物質又は海水を含む系統との分離 Ae</p> <p>高速回転機器 B</p> <p>高速回転機器 以外 対象外</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号  
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号  
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号  
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号  
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）

泊発電所3号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号  
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号  
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号  
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号  
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

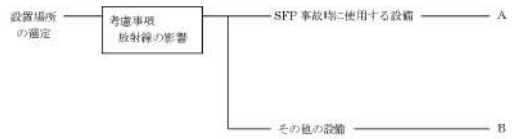


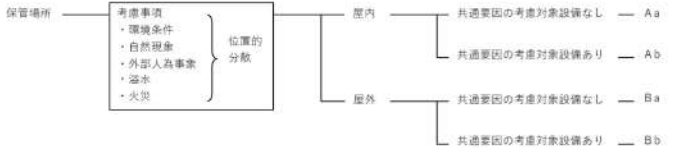
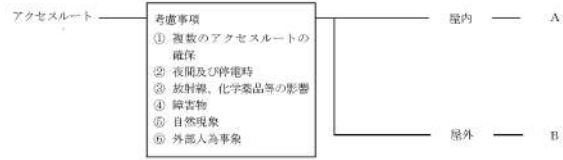

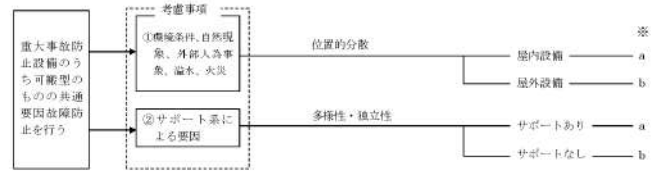
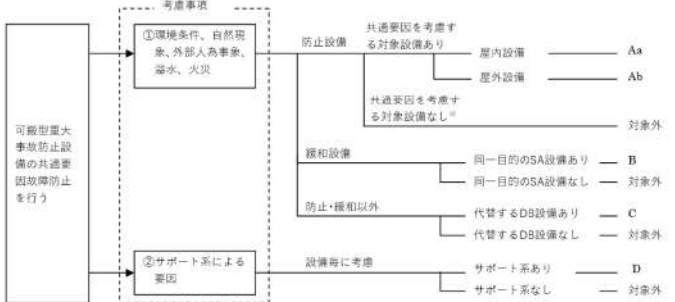
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="246 255 918 510"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <div data-bbox="515 271 918 510"> <p>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量の考えかた</p> </div> <div data-bbox="246 558 918 798"> <p>【考慮事項】</p> <p>④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか</p> <p>⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるか</p> </div> <div data-bbox="582 558 918 798"> <p>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a</p> <p>保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b</p> <p>④、⑤以外 — c</p> </div>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="1164 255 1836 430"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <div data-bbox="1456 255 1836 430"> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量もきめて設計方針とする。</p> </div>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="246 893 918 1133"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <div data-bbox="560 893 918 1133"> <p>ケーブル</p> <p>コネクタ接続 — A</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>配管</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>その他の措置 — D</p> <p>接続なし — E</p> </div>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="1164 893 1836 1133"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <div data-bbox="1456 893 1836 1133"> <p>ケーブル</p> <p>母線供給</p> <p>端子のボルト・ネジによる接続 — A</p> <p>通信・計装各設備電源</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p> <p>水・空気配管</p> <p>大口径等</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>小口径等</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>油配管、計装付属配管</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p> </div>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="246 1212 918 1420"> <p>【考慮事項】</p> <p>・放射線による影響因子</p> <p>・溢水、火災</p> <p>・自然現象</p> <p>・外部人為事象</p> </div> <div data-bbox="515 1212 918 1420"> <p>水・電力</p> <p>屋内（壁面含む） — A</p> <p>屋内及び屋外 — B</p> <p>その他（空気） — C</p> <p>接続箇所なし — D</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">45-2 配置図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">45-2 配置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 220 990 1331" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="443 1334 801 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     特別の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="913 1337 981 1359" style="text-align: right; margin-top: 5px;">                     45-2-2                 </div>	<div data-bbox="1167 280 1861 1267" style="text-align: center;"> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="206 220 987 1329" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="421 1332 786 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠内は図面は機密に係る事象ですので公開することはできません                 </div> <div data-bbox="913 1337 976 1361" style="text-align: right;">                     45-2-3                 </div>	<div data-bbox="1137 300 1883 1273" style="text-align: center;"> </div>	





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="201 215 996 1332" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="436 1332 795 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     図面みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません                 </div> <div data-bbox="907 1332 985 1364" style="text-align: right;">                     45-2-5                 </div>	<div data-bbox="1209 231 1915 1348" style="text-align: center;"> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

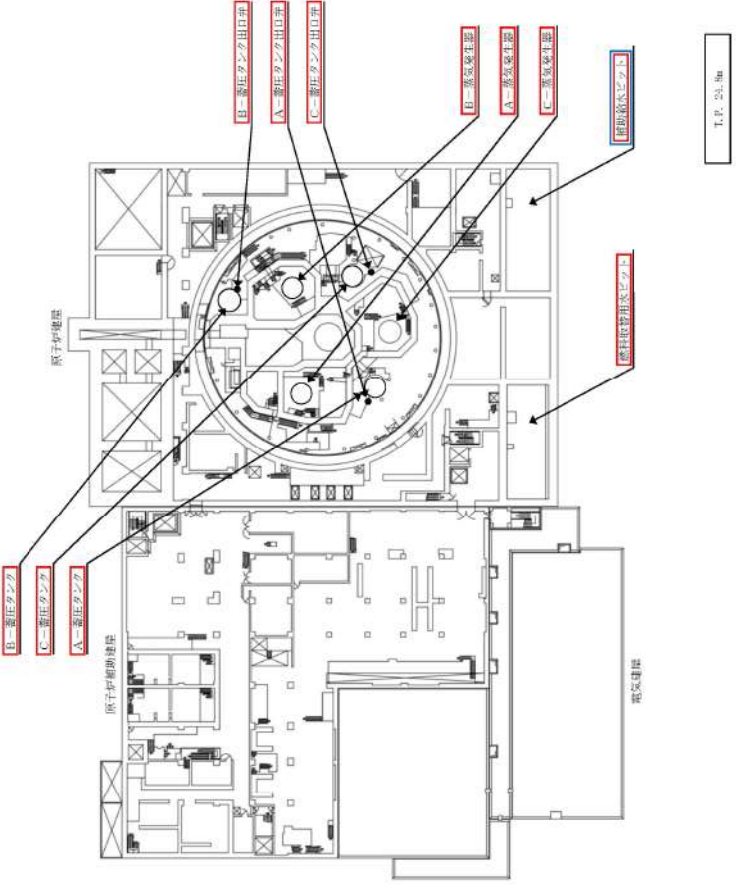
第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="201 220 994 1331" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="398 1337 766 1359" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     除図面の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="913 1337 981 1359" style="text-align: right; margin-top: 5px;">                     45-2-6                 </div>	<div data-bbox="1205 268 1890 1248" style="text-align: center;"> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 220 987 1329" style="border: 2px solid black; height: 695px; width: 348px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="436 1337 797 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">                     特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="920 1342 976 1358" style="text-align: right;">                     45-2-7                 </div>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 220 992 1331" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="405 1334 768 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     伊原の範囲は機器に関する事項で公開することとできま                 </div> <div data-bbox="913 1337 976 1362" style="text-align: right;">                     45-2-8                 </div>	<div data-bbox="1205 288 1832 1219" style="text-align: center;"> </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>45-3 試験・検査説明資料</p>	





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：加圧器逃がし弁機能検査                      要領書番号：O3-16-114</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：加圧器逃がし弁機能検査                      要領書番号：HT3-11</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 229 992 1310" style="border: 2px solid black; height: 677px; width: 345px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="371 1321 837 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1149 284 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 322px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査                      要領書番号：O3-16-115</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査                      要領書番号：HT3-12</p> <p style="text-align: right;">試原-17</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 231 1003 1311" style="border: 2px solid black; height: 677px; width: 340px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="383 1326 848 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1151 285 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 322px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：加圧器逃がし弁分解検査                      要領書番号：O3-16-116</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：加圧器逃がし弁分解検査                      要領書番号：HT3-13</p> <p style="text-align: right;">試原-19</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 215 990 1316" style="border: 2px solid black; height: 690px; width: 336px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="358 1332 824 1359" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1151 284 1877 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1324 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉				泊発電所3号炉				相違理由
機器又は系統名	実地版(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	検査適用する試験設備(注)		
C.蒸気発生器	圧熱管 3.382本 1次側 2次側 マンホール 圧熱管 3.382本 1次側 2次側 マンホール	1.非破壊試験	高	20M	蒸気発生器圧熱管体検査	○中略 試験設備(注)		
		1.開閉点検	高	13M	1次系部分交換器検査			
		1.開閉点検	高	13M				
		2.閉鎖点検 (ガスケット・シリング)	高	13M				
		2.閉鎖点検 (ガスケット・封筒也)	高	13M				
		1.非破壊試験	高	20M	蒸気発生器圧熱管体検査			
		1.開閉点検	高	13M	1次系部分交換器検査			
		1.開閉点検	高	13M				
		2.閉鎖点検 (スラッジ・シリング)	高	13M				
		1.閉鎖点検 (ガスケット・封筒也)	高	13M				
		1.開閉点検	高	13M				
		1.開閉点検	高	13M				
		D.蒸気発生器	3部 3V-RC-065 3V-RC-066 3V-RC-067 3PCV-452A 3PCV-452B	1.機能・性能試験	高		1F	加圧器安全弁機能検査
2.漏えい試験	高			B	加圧器安全弁漏えい検査			
3.分解点検	高			13M	加圧器安全弁分解検査			
1.機能・性能試験 (駆動部含む)	高			1F	加圧器遠がし弁機能検査			
2.漏えい試験	高			1F	加圧器遠がし弁漏えい検査			
3.分解点検	高			20M	加圧器遠がし弁分解検査			
4.分解点検	高			20M				
2.閉鎖点検 (特性点検)	高			13M				
1.機能・性能試験 (駆動部含む)	高			1F	加圧器遠がし弁機能検査			
2.漏えい試験	高			1F	加圧器遠がし弁漏えい検査			
3.分解点検	高			20M	加圧器遠がし弁分解検査			
4.分解点検	高			20M				
2.閉鎖点検 (特性点検)	高			13M				
加圧器	3部 3V-RC-065 3V-RC-066 3V-RC-067 3PCV-452A 3PCV-452B	1.機能・性能試験	高	1F	加圧器安全弁機能検査			
		2.漏えい試験	高	B	加圧器安全弁漏えい検査			
		3.分解点検	高	13M	加圧器安全弁分解検査			
		1.機能・性能試験 (駆動部含む)	高	1F	加圧器遠がし弁機能検査			
		2.漏えい試験	高	1F	加圧器遠がし弁漏えい検査			
		3.分解点検	高	20M	加圧器遠がし弁分解検査			
		4.分解点検	高	20M				
		2.閉鎖点検 (特性点検)	高	13M				
		1.機能・性能試験 (駆動部含む)	高	1F	加圧器遠がし弁機能検査			
		2.漏えい試験	高	1F	加圧器遠がし弁漏えい検査			
		3.分解点検	高	20M	加圧器遠がし弁分解検査			
		4.分解点検	高	20M				
		2.閉鎖点検 (特性点検)	高	13M				



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査                      要領書番号：O3-16-110</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査                      要領書番号：HT3-6</p> <p style="text-align: right;">試-原-30</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="472 1369 929 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="481 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">           枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。         </div>	<div data-bbox="1144 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="1283 1326 1727 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">           枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。         </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設                      原子炉格納施設                      検査名：1次系熱交換器検査(1/2) [原子炉編]                      要領書番号：O3-16-326</p>		



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1014 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 372px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実地機(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する試験設備技術)
原子炉冷却材系統配管(一次冷却材の管)一式 現設備 その他機器	20週	1. 分解点検 2. 分解点検	高 高	13M~104M 13M~65M	
	原子炉冷却材系統配管(一次冷却材の管)一式 現設備 その他機器	1. 漏れ試験 2. 漏れ試験	高 高	1F B	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏えい検査
原子炉冷却材系統配管 [主蒸気・主冷却設備]	3V-MS-526B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-531B 3V-MS-532B 3V-MS-533B 3V-MS-534B 3V-MS-535B	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	B B	主蒸気安全弁漏えい検査
	A、C系 3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530A 3V-MS-531A 3V-MS-532A 3V-MS-533A 3V-MS-534A 3V-MS-535A	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	B B	主蒸気安全弁漏えい検査
	4週	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	1F B	主蒸気逃がし弁機能検査 主蒸気逃がし弁漏えい検査
	3PCV-3610 3PCV-3611 3PCV-3620 3PCV-3640	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	B B	主蒸気逃がし弁機能検査 主蒸気逃がし弁漏えい検査
	4週	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	1F B	主蒸気逃がし弁機能検査 主蒸気逃がし弁漏えい検査
	3V-MS-533A 3V-MS-533B 3V-MS-533C 3V-MS-533D	1. 分解点検 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 分解点検 5. 分解点検 6. 分解点検 7. 分解点検 8. 分解点検 9. 分解点検 10. 分解点検	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	30M 30M 30M 30M 30M 30M 30M 30M 30M 30M	2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査
	主蒸気逃がし弁	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	B B	主蒸気安全弁漏えい検査
	主蒸気逃がし弁電磁弁	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	B B	主蒸気安全弁漏えい検査
	主蒸気逃がし弁電磁弁	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	B B	主蒸気安全弁漏えい検査
	主蒸気逃がし弁電磁弁	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	B B	主蒸気安全弁漏えい検査

別紙-1 (3/30)

機器又は系統名	実地機(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する試験設備技術)	
原子炉冷却材系統配管 [主蒸気・主冷却設備]	20週	1. 分解点検 2. 分解点検	高 高	13M~104M 13M~65M		
	原子炉冷却材系統配管(一次冷却材の管)一式 現設備 その他機器	1. 漏れ試験 2. 漏れ試験	高 高	1F B	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏えい検査	
	原子炉冷却材系統配管 [主蒸気・主冷却設備]	3V-MS-526B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-531B 3V-MS-532B 3V-MS-533B 3V-MS-534B 3V-MS-535B	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	B B	主蒸気安全弁漏えい検査
		A、C系 3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530A 3V-MS-531A 3V-MS-532A 3V-MS-533A 3V-MS-534A 3V-MS-535A	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	B B	主蒸気安全弁漏えい検査
		4週	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	1F B	主蒸気逃がし弁機能検査 主蒸気逃がし弁漏えい検査
		3PCV-3610 3PCV-3611 3PCV-3620 3PCV-3640	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	B B	主蒸気逃がし弁機能検査 主蒸気逃がし弁漏えい検査
		4週	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	1F B	主蒸気逃がし弁機能検査 主蒸気逃がし弁漏えい検査
		3V-MS-533A 3V-MS-533B 3V-MS-533C 3V-MS-533D	1. 分解点検 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 分解点検 5. 分解点検 6. 分解点検 7. 分解点検 8. 分解点検 9. 分解点検 10. 分解点検	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	30M 30M 30M 30M 30M 30M 30M 30M 30M 30M	2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査
		主蒸気逃がし弁	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	B B	主蒸気安全弁漏えい検査
		主蒸気逃がし弁電磁弁	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	B B	主蒸気安全弁漏えい検査
主蒸気逃がし弁電磁弁		1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	B B	主蒸気安全弁漏えい検査	
主蒸気逃がし弁電磁弁		1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高	B B	主蒸気安全弁漏えい検査	

別紙1-6

試原-43

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：主蒸気逃がし弁機能検査                      要領書番号：O3-16-120</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：主蒸気逃がし弁機能検査                      要領書番号：HT3-27</p> <p style="text-align: right;">試原-44</p>	



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1261 1321 1709 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-28</p> <p style="text-align: right;">試原-46</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 191 1012 1364" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 374px;"></div> <div data-bbox="481 1369 929 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 287 1868 1308" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 322px;"></div> <div data-bbox="1258 1327 1702 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	





泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 194 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 287 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 641px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1256 1331 1704 1359" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1146 284 1870 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1704 1353" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
機器又は系統名	実名称(機器名)	危険及び試験の項目	安全の重要性	保安方式又は制度	検査名	検査適用する試験設備(注)					
	白霧/高圧冷却水循環器	1.閉鎖点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系系圧調整検査						
	クラウド蒸気発生器	1.閉鎖点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	60M 130M 65M	2次系系圧調整検査						
	給水、復水素 補助給水素	1.閉鎖・性能試験 (ポンプ、電機設備等) 2.非破壊試験 (ポンプ、電機設備等) 3.漏えい試験 (ポンプ、電機設備等)	高 高 高	1F 1F	高気タービン附属設備稼働検査 補助給水素機能検査						
	A電機補助給水ポンプ・電機操	1.閉鎖点検 (ポンプ) 2.分断点検 (電機操) 3.閉鎖点検 (ポンプ・人目他) 4.閉鎖点検 (潤滑油入替他) 5.分断点検 (ポンプ)	高 高 高 高	52M 78M 20M 20M	補助給水系ポンプ分断検査	(電機診断-3M)					
	B電機補助給水ポンプ・電機操	1.閉鎖点検 (ポンプ) 2.分断点検 (電機操) 3.閉鎖点検 (ポンプ)	高 高 高	52M 78M 20M	補助給水系ポンプ分断検査	(電機診断-3M)					
	Tタービン駆動給水ポンプ・タービン	1.閉鎖・性能試験 (タービン)	高	日	2次系ポンプ機能検査	(機組診断-3M)					
	Aタービン駆動給水ポンプ・タービン	1.閉鎖・性能試験 (ストローマン用機) (タービン) 2.分断点検 (ポンプ) 3.分断点検 (タービン)	高 高 高 高	52M 20M 日	補助給水系ポンプ分断検査 2次系ポンプ機能検査						
	給水、復水素 補助給水素	1.閉鎖・性能試験 (電機操)	高	52M	2次系ポンプ分断検査						

図104H-1-2 (42/43)

機器又は系統名	実名称(機器名)	危険及び試験の項目	安全の重要性	保安方式又は制度	検査名	検査適用する試験設備(注)
	白霧/高圧冷却水循環器	1.閉鎖点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系系圧調整検査	
	クラウド蒸気発生器	1.閉鎖点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	60M 130M 65M	2次系系圧調整検査	
	給水、復水素 補助給水素	1.閉鎖・性能試験 (ポンプ、電機設備等) 2.非破壊試験 (ポンプ、電機設備等) 3.漏えい試験 (ポンプ、電機設備等)	高 高 高	1F 1F	高気タービン附属設備稼働検査 補助給水素機能検査	
	A電機補助給水ポンプ・電機操	1.閉鎖点検 (ポンプ) 2.分断点検 (電機操) 3.閉鎖点検 (ポンプ・人目他) 4.閉鎖点検 (潤滑油入替他) 5.分断点検 (ポンプ)	高 高 高 高	52M 78M 20M 20M	補助給水系ポンプ分断検査	(電機診断-3M)
	B電機補助給水ポンプ・電機操	1.閉鎖点検 (ポンプ) 2.分断点検 (電機操) 3.閉鎖点検 (ポンプ)	高 高 高	52M 78M 20M	補助給水系ポンプ分断検査	(電機診断-3M)
	Tタービン駆動給水ポンプ・タービン	1.閉鎖・性能試験 (タービン)	高	日	2次系ポンプ機能検査	(機組診断-3M)
	Aタービン駆動給水ポンプ・タービン	1.閉鎖・性能試験 (ストローマン用機) (タービン) 2.分断点検 (ポンプ) 3.分断点検 (タービン)	高 高 高 高	52M 20M 日	補助給水系ポンプ分断検査 2次系ポンプ機能検査	
	給水、復水素 補助給水素	1.閉鎖・性能試験 (電機操)	高	52M	2次系ポンプ分断検査	

添付2-65

頁59

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：補助給水系機能検査（1/2）                      要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：補助給水系機能検査                      要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-60</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1012 1364" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 374px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 322px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：補助給水系ポンプ分解検査                      要領書番号：O3-16-131</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 193 1012 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1146 288 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 322px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉						
機器又は系統名	系統名(機器名)	系統及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (○印は適用する試験設備仕様)
	白霧/高圧冷却水組線	1.開断点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系系圧調整検査	
	クラウド蒸気減圧器	1.開断点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	60M 60M 60M	2次系系圧調整検査	
	給水、復水系 補助給水系	1.開断点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験 4.性能・信頼試験 (ポンプ、電機設備等)	高 高 高 高	65M 1F 1F	高気タービン附属設備稼働検査 補助給水系統検査	
	A電機補助給水ポンプ・電機操	1.分断点検 2.分断点検 (電動機) 3.分断点検 (ポンプ、人目他) 4.分断点検 (潤滑油入替他) (電動機)	高 高 高 高	52M 78M 20M 20M	補助給水系ポンプ分解検査	(機器診断-3M)
	B電機補助給水ポンプ・電機操	1.分断点検 2.分断点検 (電動機) 3.分断点検 (ポンプ、人目他) 4.分断点検 (潤滑油入替他) (電動機)	高 高 高 高	52M 78M 20M 20M	補助給水系ポンプ分解検査	(機器診断-3M)
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.性能・信頼試験 (タービン)	高	B	2次系ポンプ機能検査	(機器診断-3M)
	Aタービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.性能・信頼試験 (ストローマン用) 2.分断点検 (タービン)	高 高	B B	2次系ポンプ機能検査	
		3.分断点検 (タービン)	高	52M	2次系ポンプ分解検査	

泊発電所3号炉						相違理由
機器又は系統名	系統名(機器名)	系統及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	
	白霧/高圧冷却水組線	1.開断点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系系圧調整検査	
	クラウド蒸気減圧器	1.開断点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	60M 60M 60M	2次系系圧調整検査	
	給水、復水系 補助給水系	1.開断点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験 4.性能・信頼試験 (ポンプ、電機設備等)	高 高 高 高	65M 1F 1F	高気タービン附属設備稼働検査 補助給水系統検査	
	A電機補助給水ポンプ・電機操	1.分断点検 2.分断点検 (電動機) 3.分断点検 (ポンプ、人目他) 4.分断点検 (潤滑油入替他) (電動機)	高 高 高 高	52M 78M 20M 20M	補助給水系ポンプ分解検査	
	B電機補助給水ポンプ・電機操	1.分断点検 2.分断点検 (電動機) 3.分断点検 (ポンプ、人目他) 4.分断点検 (潤滑油入替他) (電動機)	高 高 高 高	52M 78M 20M 20M	補助給水系ポンプ分解検査	
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.性能・信頼試験 (タービン)	高	B	2次系ポンプ機能検査	
	Aタービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.性能・信頼試験 (ストローマン用) 2.分断点検 (タービン)	高 高	B B	2次系ポンプ機能検査	
		3.分断点検 (タービン)	高	52M	2次系ポンプ分解検査	

0175241-2 04/1/01

0175241-2 04/1/01

添付2-64

添付2-65

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																												
	<p style="text-align: center;">図 2-65 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯発電所 3 号炉</th> <th>泊発電所 3 号炉</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備名</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の位置</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の仕様</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の構成</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の運転</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の保守</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の検査</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の取替</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の廃止</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備のその他</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	大飯発電所 3 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由	設備名	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備		設備の位置	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備		設備の仕様	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備		設備の構成	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備		設備の運転	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備		設備の保守	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備		設備の検査	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備		設備の取替	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備		設備の廃止	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備		設備のその他	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備		
項目	大飯発電所 3 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																											
設備名	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備																																												
設備の位置	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備																																												
設備の仕様	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備																																												
設備の構成	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備																																												
設備の運転	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備																																												
設備の保守	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備																																												
設備の検査	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備																																												
設備の取替	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備																																												
設備の廃止	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備																																												
設備のその他	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却設備																																												

図 2-65

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：補助給水系機能検査（2/2）                      要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：補助給水系機能検査                      要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-66</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1146 285 1868 1311" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 322px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所</p> <p style="text-align: center;">第3号機 第13回</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：原子炉冷却系統設備                      蒸気タービンの附属設備                      検 査 名：2次系ポンプ機能検査                      要領書番号：O3-13-121</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所            第3号機 第13回            定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備            （蒸気タービンの附属設備）            検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査            要領書番号：O3-13-24</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所            3号機 第1保全サイクル            定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備            （蒸気タービン附属設備）            検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査            要領書番号：HT3-24</p> <p style="text-align: right;">試原-62</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1279 1342 1720 1366" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1294 1361 1742 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

機器又は名称	実設備(機種名)	点検及び点検の項目	保守の要否 又は頻度	保守方式 又は頻度	機名	備考 (○内は適用する 設備修理工務)
タービン駆動補助水ポンプ駆動弁 （タービン駆動補助水ポンプ駆動弁）	白濁アラーム圧水監視	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	

タービン駆動補助水ポンプ駆動弁

泊発電所3号炉

機器又は名称	実設備(機種名)	点検及び点検の項目	保守の要否 又は頻度	保守方式 又は頻度	機名	備考 (○内は適用する 設備修理工務)
タービン駆動補助水ポンプ駆動弁 （タービン駆動補助水ポンプ駆動弁）	白濁アラーム圧水監視	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	
	タービン駆動補助水ポンプ駆動弁	1.開点検 2.非駆動試験 3.開点検 4.閉点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 65M	2次系高圧監視装置	

タービン駆動補助水ポンプ駆動弁

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は名称	実施数(機種名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	備考 (○内は適用する設備試験項目)	
凝結水は蒸気名	3A凝水ろ過器	1.開点試験	高	3.0M	2次系ろ過器検査	
	3B凝水ろ過器	1.開点試験	高	3.0M	2次系ろ過器検査	
	3C凝水ろ過器	1.開点試験	高	3.0M	2次系ろ過器検査	
	3A凝水脱塩器	1.開点試験	高	13.0M	2次系ろ過器検査	
	3B凝水脱塩器	1.開点試験	高	13.0M	2次系ろ過器検査	
	3C凝水脱塩器	1.開点試験	高	13.0M	2次系ろ過器検査	
	3D凝水脱塩器	1.開点試験	高	13.0M	2次系ろ過器検査	
	3E凝水脱塩器	1.開点試験	高	13.0M	2次系ろ過器検査	
	3F凝水脱塩器	1.開点試験	高	13.0M	2次系ろ過器検査	
	3種バリュブ		1.外観点検	高	1F	
凝結水タンク [凝結水タンクに附属する 凝結水ポンプ及び貯水設備並びに給水配 管の試験]	凝結水タンク [凝結水タンクに附属する] 1式	1.分断点検査 2.分断点検査	高 低	13M~15.0M 13M~13.0M		一部適用
	凝結水タンク [凝結水タンクに附属する] 1式	1.開点試験 2.非破壊試験	高	13M	凝結水タンク開点検査	
凝結水タンク [その他の設備]	凝結水タンク [その他の設備] 1式	1.外観点検 2.非破壊試験	高	10F	2次系ろ過器検査	種別変更試験
	凝結水タンク [その他の設備] 1式	1.保安装置点検 2.負荷点検	高	1F	凝結水タンク性能検査	一部適用試験
凝結水タンク [その他の設備]	凝結水タンク [その他の設備] 1式	1.機能・信頼試験 2.分断点検査	高 低	13M~20.0M 20M~20.0M	凝結水タンク性能検査	
	凝結水タンク [その他の設備] 1式	1.開点試験 1.機能・信頼試験	高 低	13M~13.0M B	2次系安全弁検査	
凝結水タンク [その他の設備]	凝結水タンク [その他の設備] 1式	1.開点試験 1.機能・信頼試験	高 低	13M~13.0M B	2次系ろ過器検査	タービン動補助給水ポンプ起動弁
	凝結水タンク [その他の設備] 1式	1.開点試験	高 低	13M~18.0M 13M~18.0M	2次系ろ過器検査	凝結水タンク性能検査

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：補助給水系機能検査（2/2）                      要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：補助給水系機能検査                      要領書番号：HT3-23</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 268 958 1316" style="border: 2px solid black; height: 657px; width: 320px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="376 1321 806 1343" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1149 288 1865 1316" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 320px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1702 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 276 981 1342" style="border: 2px solid black; height: 668px; width: 345px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1149 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1347" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実地敷(機器名)	危険及び試験の項目	保全の重要度又は階度	検査名	備考 (○印は適用する試験設備技術)
	タービンバイパス井	1.運転・性能試験(駆動前後)	高	タービンバイパス井運転検査	
	タービンバイパス井駆動部	2.分解点検	高		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気、主給水) 1式	3.分解点検 4.調整点検(特性点検)	高		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気、主給水) 1式	1.運転・性能試験	高・低		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気、主給水) 1式	2.分解点検	高・低		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気、主給水) 1式	3.調整点検	高・低		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気、主給水) 1式	4.調整点検(特性点検)	高・低		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気、主給水) 1式	5.調整点検	高		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気、主給水) 1式	6.調整点検(潤滑油入射)	高		
原子炉冷却材系統施設(熱供給設備)	4.常運転ポンプ・電動機	1.運転・性能試験	高	1.常運転ポンプ運転検査	日本電力の原子炉用電動機は電機設備の分類表に基づいて、本表に於いて業種別(発電設備・SM)
		2.分解点検	高	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
		3.調整点検(電動機)	高		
		4.調整点検(ファン・バルブ・ラール取替)	高		
		5.調整点検(潤滑油入射)	高		
		6.調整点検(潤滑油入射)	高		

別紙-1 (3/30)

機器又は系統名	実地敷(機器名)	危険及び試験の項目	保全の重要度又は階度	検査名	備考 (○印は適用する試験設備技術)
原子炉冷却材系統施設(熱供給設備)	タービンバイパス井	1.運転・性能試験(駆動前後)	高	タービンバイパス井運転検査	
	タービンバイパス井駆動部	2.分解点検	高		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気、主給水) 1式	3.分解点検 4.調整点検(特性点検)	高		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気、主給水) 1式	1.運転・性能試験	高・低		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気、主給水) 1式	2.分解点検	高・低		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気、主給水) 1式	3.調整点検	高・低		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気、主給水) 1式	4.調整点検(特性点検)	高・低		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気、主給水) 1式	5.調整点検	高		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気、主給水) 1式	6.調整点検(潤滑油入射)	高		
原子炉冷却材系統施設(熱供給設備)	4.常運転ポンプ・電動機	1.運転・性能試験	高	1.常運転ポンプ運転検査	日本電力の原子炉用電動機は電機設備の分類表に基づいて、本表に於いて業種別(発電設備・SM)
		2.分解点検	高	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
		3.調整点検(電動機)	高		
		4.調整点検(ファン・バルブ・ラール取替)	高		
		5.調整点検(潤滑油入射)	高		
		6.調整点検(潤滑油入射)	高		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      計測制御系統施設                      核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設                      検査名：1次系ポンプ機能検査(1/2) [原子炉編]                      要領書番号：O3-16-319</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：非常用炉心冷却系機能検査                      要領書番号：HT3-16</p>	<p style="text-align: center;">試-原-72</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統施設                      検 査 名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査                      要領書番号：O3-15-16</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      検 査 名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査                      要領書番号：HT3-17</p> <p style="text-align: right;">試-原-74</p>	



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1149 284 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1321 1709 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所</p> <p style="text-align: center;">第3号機 第11回</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      燃料設備                      原子炉格納施設</p> <p>検 査 名：1次系熱交換器検査</p> <p>要領書番号：O3-11-91</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 740px; width: 373px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 280 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 324px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1706 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保安の重要項目	保安方式又は制度	検査名	備考 (○印は適用する設備試験法指)
	蓄圧注入系主要弁駆動部	1.分解点検 2.調整点検(特性点検) 1.開閉点検	高	182M		
	A蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	B蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	C蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	D蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	冷却剤貯留水ヒート	1.外観点検	高	1F		
	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	高	1F		
	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	高	1F		
	原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁	2.外観点検 1.調整・性能試験	高、低	10V 高、低 B	原子炉格納容器再循環サブシステム クリーン検査 1.次系弁検査 1.次系弁検査 1.次系停止弁検査	
	原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁電動部	1.調整・性能試験 (グラントパッキン取替)	高、低	85M~200M 低 78M~185M		一部BMあり
	原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の機器	2.分解点検 3.調整点検 4.調整点検(特性点検) 1.分解点検	高、低	高、低 85M~182M 高、低 13M~91M	1.次系弁検査	
		2.分解点検	低	13M~130M		

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保安の重要項目	保安方式又は制度	検査名	備考 (○印は適用する設備試験法指)
	蓄圧注入系主要弁駆動部	1.分解点検 2.調整点検(特性点検) 1.開閉点検	高	182M		
	A蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	B蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	C蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	D蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	冷却剤貯留水ヒート	1.外観点検	高	1F		
	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	高	1F		
	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	高	1F		
	原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁	2.外観点検 1.調整・性能試験	高、低	10V 高、低 B	原子炉格納容器再循環サブシステム クリーン検査 1.次系弁検査 1.次系弁検査 1.次系停止弁検査	
	原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁電動部	1.調整・性能試験 (グラントパッキン取替)	高、低	85M~200M 低 78M~185M		一部BMあり
	原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の機器	2.分解点検 3.調整点検 4.調整点検(特性点検) 1.分解点検	高、低	高、低 85M~182M 高、低 13M~91M	1.次系弁検査	
		2.分解点検	低	13M~130M		

別紙1-13(1/3)

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保安の重要項目	保安方式又は制度	検査名	備考 (○印は適用する設備試験法指)
蓄圧注入系主要弁駆動部	蓄圧注入系主要弁駆動部	1.分解点検 2.調整点検(特性点検) 1.開閉点検	高	182M		
A蓄圧タンク	A蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
B蓄圧タンク	B蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
C蓄圧タンク	C蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
D蓄圧タンク	D蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
冷却剤貯留水ヒート	冷却剤貯留水ヒート	1.外観点検	高	1F		
A、B格納容器再循環サブシステム	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	高	1F		
A、B格納容器再循環サブシステム	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	高	1F		
原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁	原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁	2.外観点検 1.調整・性能試験	高、低	10V 高、低 B	原子炉格納容器再循環サブシステム クリーン検査 1.次系弁検査 1.次系弁検査 1.次系停止弁検査	
原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁電動部	原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁電動部	1.調整・性能試験 (グラントパッキン取替)	高、低	85M~200M 低 78M~185M		一部BMあり
原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の機器	原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の機器	2.分解点検 3.調整点検 4.調整点検(特性点検) 1.分解点検	高、低	高、低 85M~182M 高、低 13M~91M	1.次系弁検査	
		2.分解点検	低	13M~130M		

別紙1-13

試原-80

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1146 284 1870 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 280 1870 1311" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1256 1329 1704 1353" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：非常用炉心冷却系機能検査                      要領書番号：O3-16-123</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：非常用炉心冷却系機能検査                      要領書番号：HT3-16</p> <p style="text-align: right;">試-原-84</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1008 1369" style="border: 2px solid black; height: 740px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1146 280 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1334 1706 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設                      検 査 名：運転中の主要機器機能検査                      要領書番号：O3-15-114</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 740px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第13回                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      検 査 名：高圧注入系ポンプ分解検査                      要領書番号：O3-13-17</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      検 査 名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査                      要領書番号：HT3-17</p> <p style="text-align: right;">試原-86</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 740px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 280 1870 1311" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1327 1706 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1868 1315" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1256 1331 1704 1353" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	







赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：原子炉冷却系統設備                      検 査 名：非常用炉心冷却系機能検査                      要領書番号：HT3-16</p> <p style="text-align: right;">試-原-91</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 280 1868 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1347" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：非常用炉心冷却系主要弁分解検査                      要領書番号：O3-16-125</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 260 954 1318" style="border: 2px solid black; height: 663px; width: 318px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="398 1321 824 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 322px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1706 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="271 331 913 1235" style="border: 2px solid black; width: 287px; height: 566px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="387 1246 815 1270" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1151 288 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 322px; height: 640px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1146 284 1870 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1146 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1355 751 1682 858" style="text-align: center;"> <p>北海道電力株式会社 泊発電所                          3号機 第2保全サイクル                          定期事業者検査要領書</p> </div> <div data-bbox="1377 1094 1597 1153" style="margin-top: 200px;"> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                          検 査 名：1次系容器検査                          要領書番号：HT3-89</p> </div> <div data-bbox="1749 1267 1816 1286" style="text-align: right; margin-top: 100px;"> <p>試原-111</p> </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="481 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1256 1334 1704 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉					泊発電所3号炉					相違理由
機器又は系統名	実施機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考欄(1)中の点検方法等				
	運転注入系主要弁駆動部	1.分解点検	高	182M						
	A.蓄圧タンク	2.設置点検 (特性点検) 1.開閉点検	高	13M~182M 1.30M						
	B.蓄圧タンク	1.開閉点検	高	1.30M						
	C.蓄圧タンク	1.開閉点検	高	1.30M						
	D.蓄圧タンク	1.開閉点検	高	1.30M						
	燃料取扱用水ピット	1.外観点検	高	1F						
	A.格納容器再循環ポンプ	1.外観点検	高	1F						
	A.格納容器再循環ポンプスクリュー	1.外観点検	高	10Y	原子炉格納容器再循環ポンプスクリュー検査					
	原子炉冷却系系統監視(非常用炉心冷却) 1式 [点検] その他の弁駆動部	1.運転・性能試験 (グラントバランキン駆動) 2.分解点検	高・低	B	1次系弁駆置					
	原子炉冷却系系統監視(非常用炉心冷却) 1式 [点検] その他の弁駆動部	1.運転・性能試験 (特性点検) 1.分解点検後 2.分解点検後	高・低	85M~182M 1.3M~182M						
	原子炉冷却系系統監視(非常用炉心冷却) 1式 [点検] その他の機器	1.分解点検後 2.分解点検後	高	1.3M~91M						
			低	1.3M~1.30M						
<p>格納容器再循環ポンプスクリュー検査は、定期事業者検査での検査実績がないため、定期事業者検査要領書は添付していない。</p>										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		

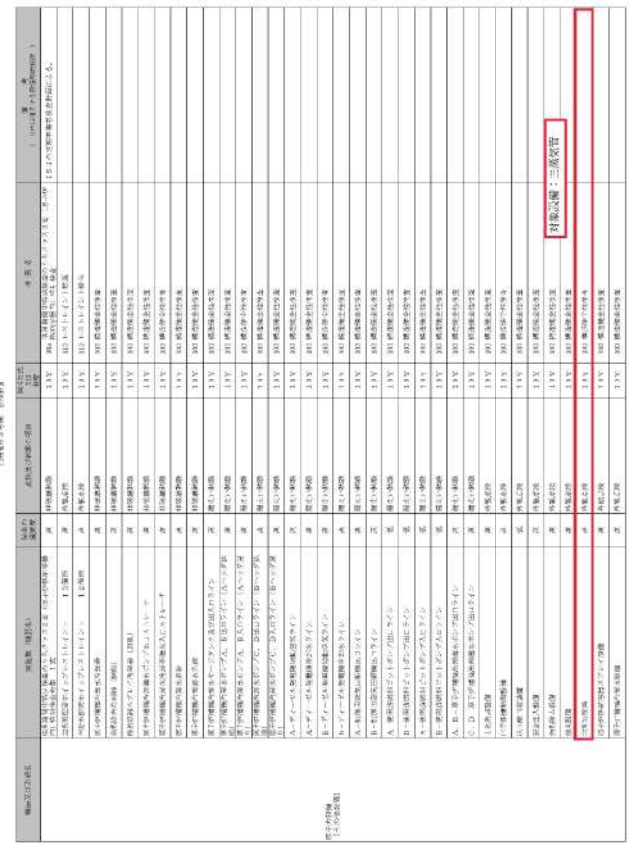
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="481 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">図156 冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却システム構成</p>  <p style="text-align: right;">図156 冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却システム構成</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      事業者検査（自主検査）                      要領書                      【追加保全（追5サイクル）】</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      計測制御系統施設                      核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設                      放射線管理施設                      放射性廃棄物の廃棄施設                      原子炉格納施設                      非常用電源設備</p> <p style="text-align: center;">検査名：構造健全性検査                      要領書番号：HT3-103</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p>HT3-103 構造健全性検査事業者検査（自主検査）要領書 改正0 (3/5)</p>													
<p>構造健全性検査10年計画表 (3/5)</p>													
<p>3. 外観検査 (1/3)</p>													
<p>検査対象範囲</p>													
<p>泊発電所 3号機 検査計画 (10サイクル)</p>													
系 統	同次	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	備 考	
1次冷却設備	-						○	○	○				
化学体積制御設備	-						○	○	○				
ほう酸回収装置	-												
安全注入設備	-												
余熱除去設備	-												
給水設備	-												
主蒸気設備	-						○						
原子炉格納容器アレイ設備	-												
原子炉補給冷却水設備	-						○	○	○				
使用済燃料ピット水浄化冷却設備	-												
原子炉補給冷却水設備	-						○	○					
気体促進物処理設備	-						○						
ガス圧縮装置	-												
<p>点検エリア： 第3回：原子炉補助建屋（非管理区域）、循環水ポンプ建屋（備水管7ヶ所を含む）                  第4回：空調設備エリア、原子炉建屋（非管理区域）、第5回：原子炉格納容器内                  第6回：原子炉補助建屋（管理区域）、第7回：原子炉建屋（管理区域）、空調設備エリア</p>													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

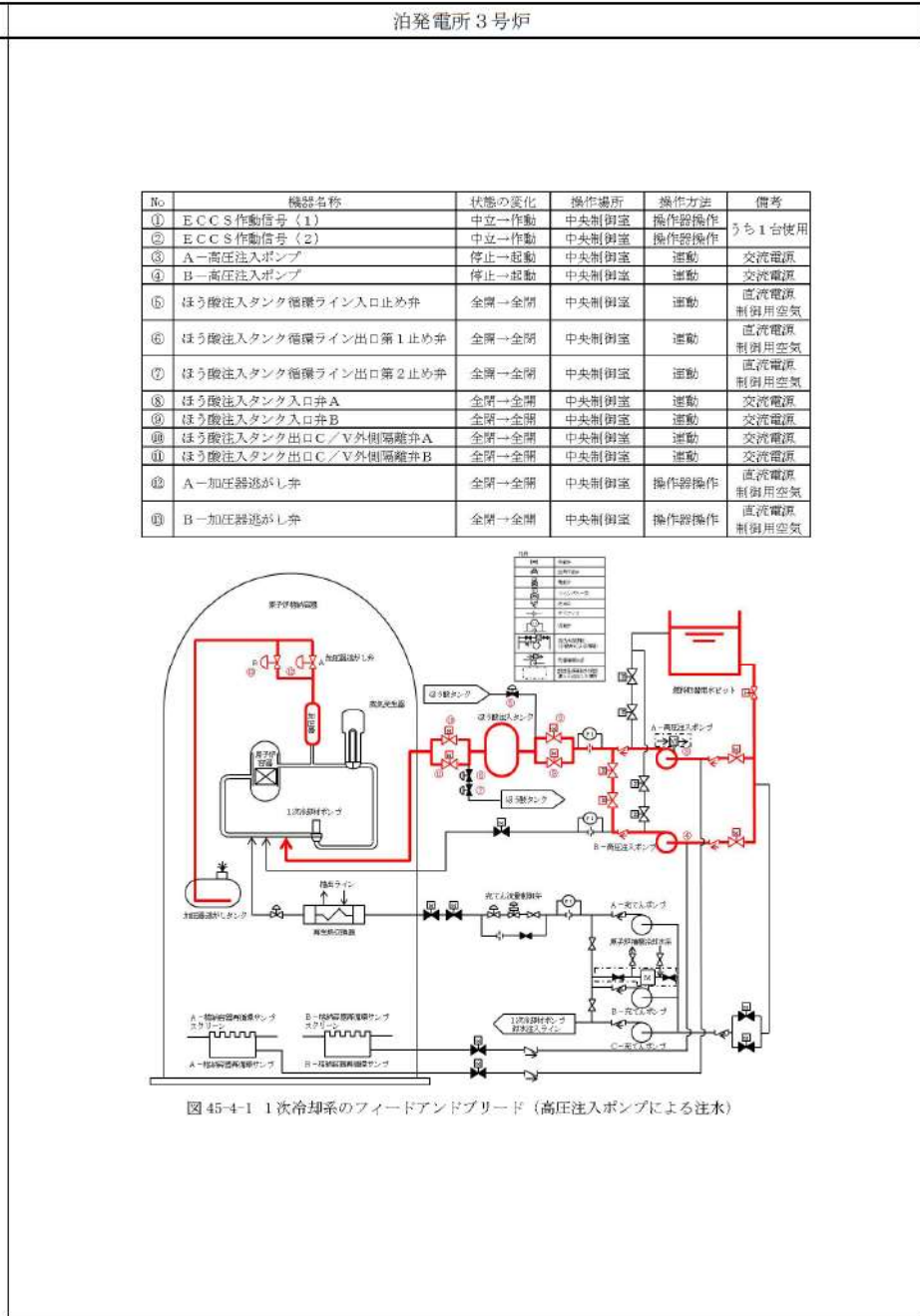
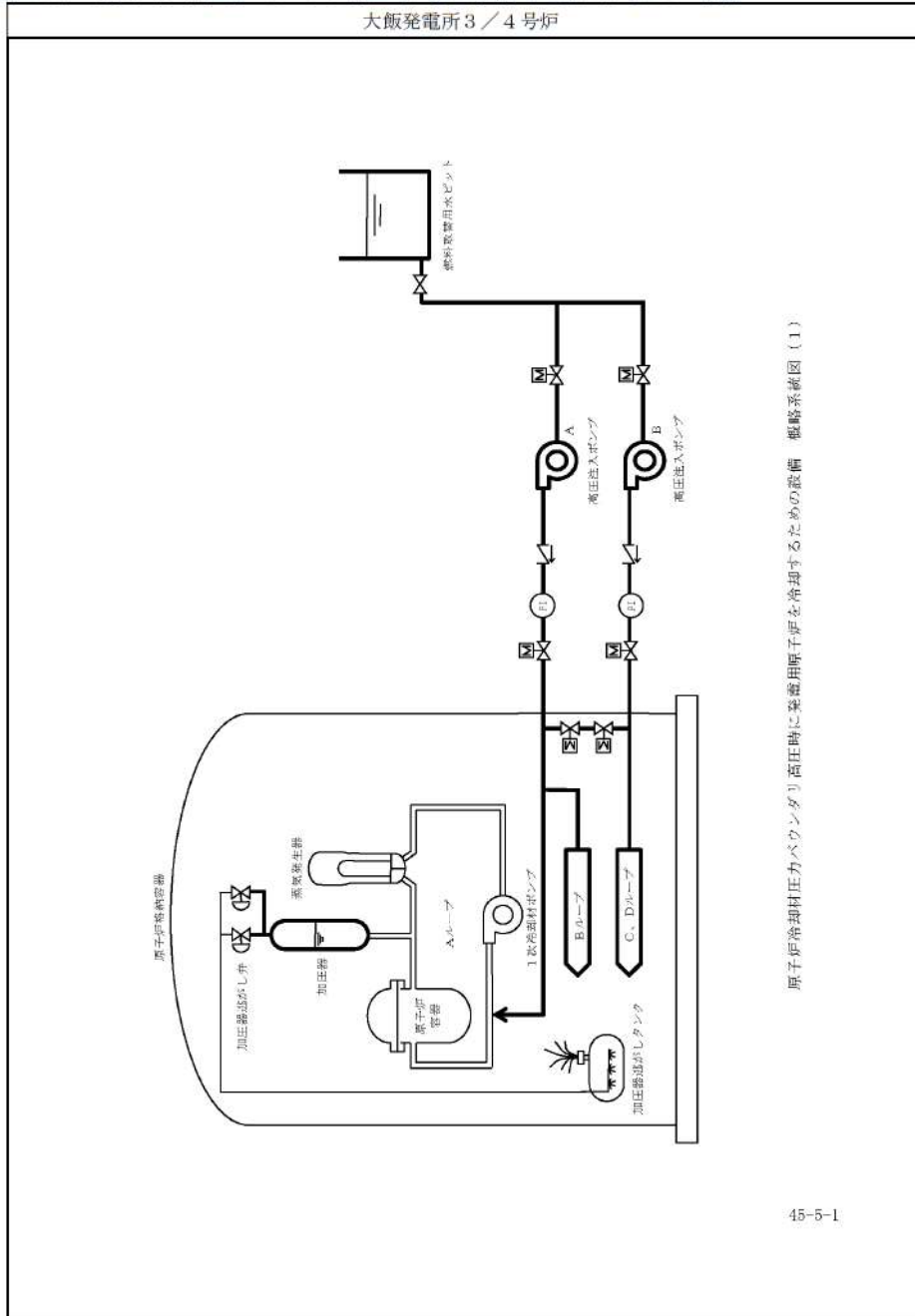
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">45-5 系統図</p>	<p style="text-align: center;">45-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

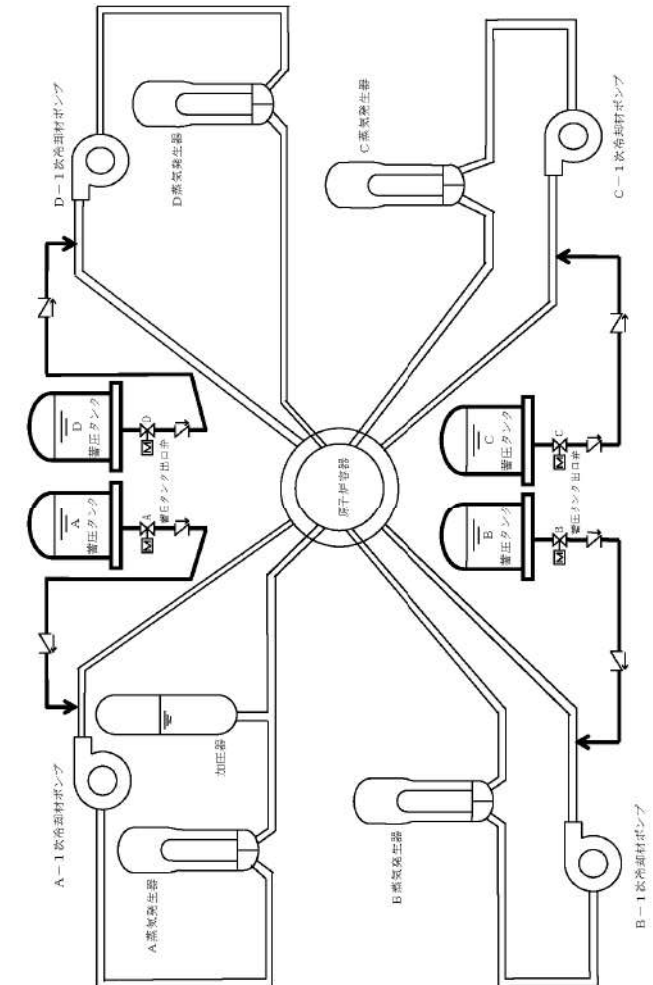
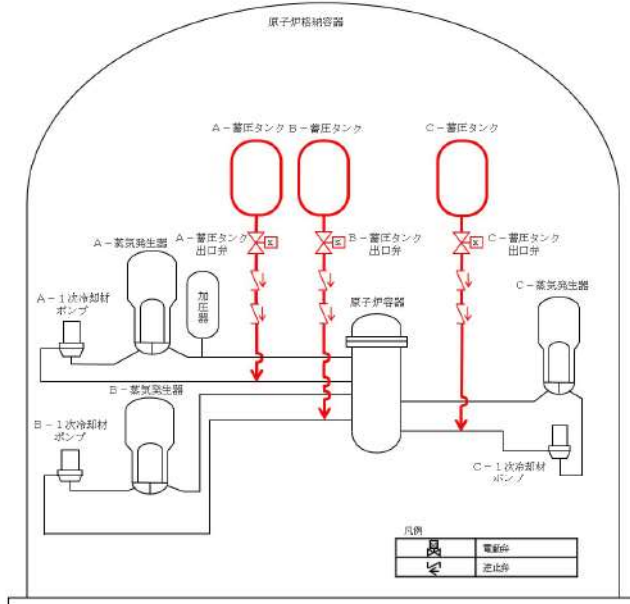
第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

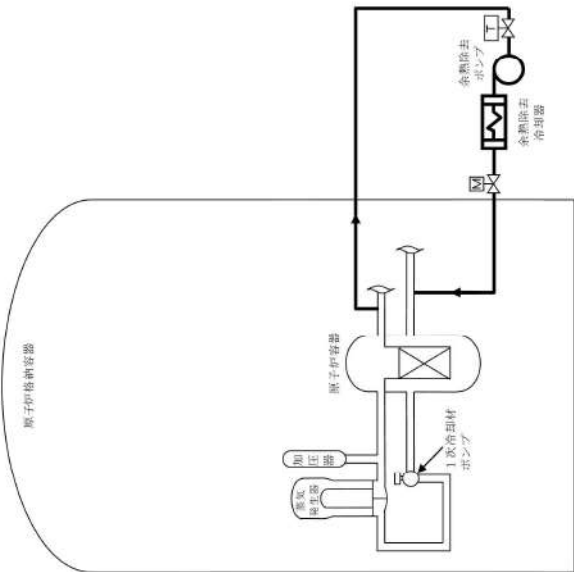
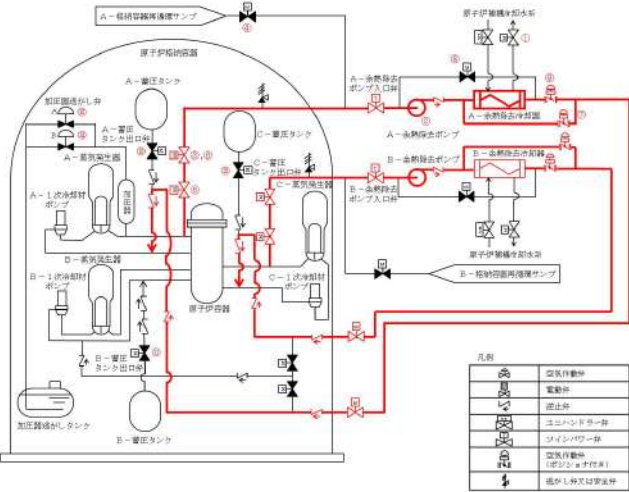
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 概略系統図(3)</p>	 <p style="text-align: center;">図45-4-2 1次冷却系のフィードアンドブリード（蓄圧注入系による注水）</p>	
45-5-3		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

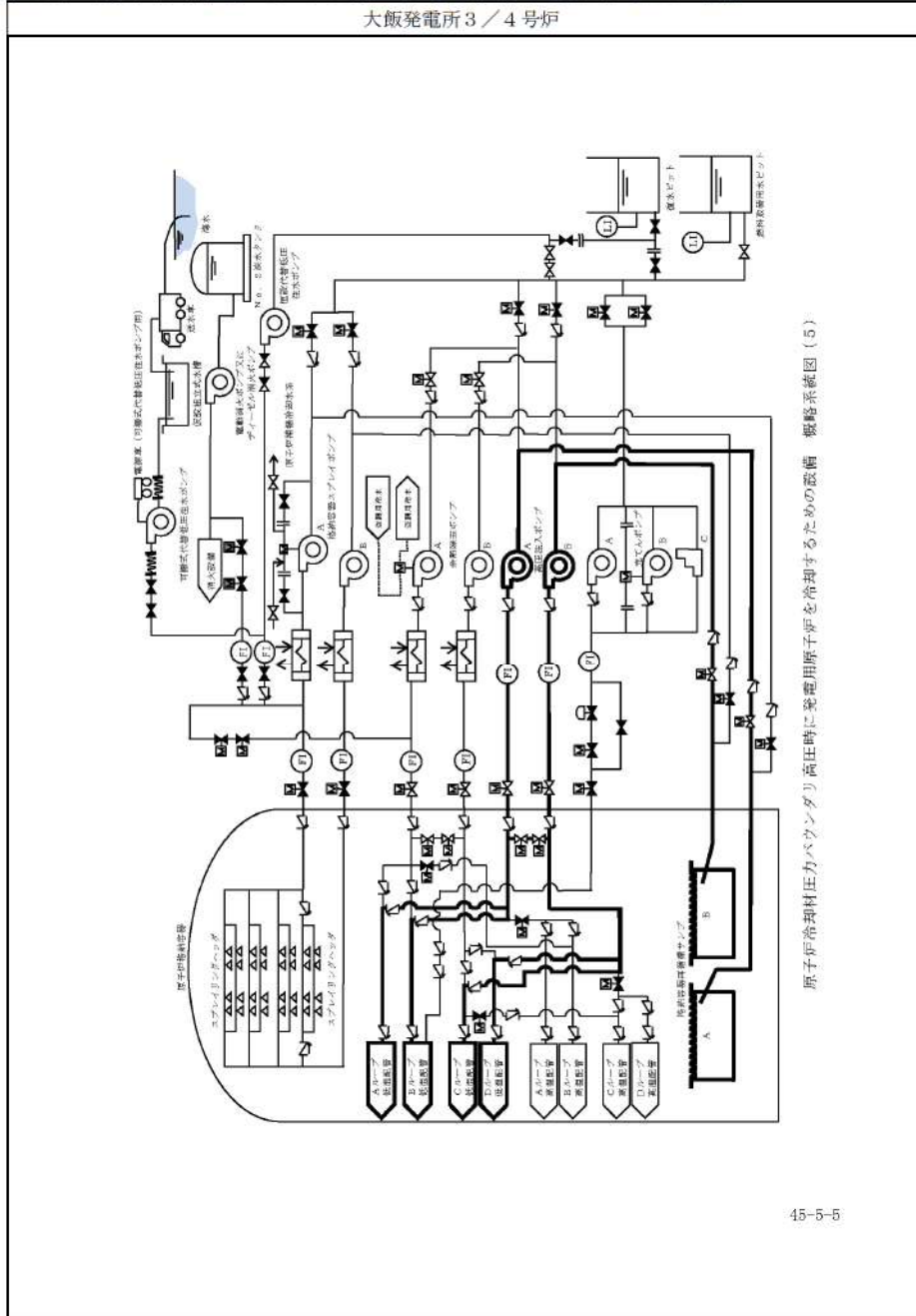
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>A-余熱除去ポンプ</td> <td>起動→停止 →起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁</td> <td>切→入</td> <td>原子炉補助建屋 10.3n</td> <td>スイッチ操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>A-余熱除去ポンプRWS P/再循環サンプ 側入口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>余熱除去Aライン入口止め弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>余熱除去Aライン流量制御弁</td> <td>全閉確認 →調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>A-余熱除去ポンプミニフロー弁</td> <td>全閉→全開 →全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>A-余熱除去冷却器出口流量調節弁</td> <td>全閉→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>A-蓄圧タンク出口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>B-蓄圧タンク出口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>C-蓄圧タンク出口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>A-加圧器逃がし弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>B-加圧器逃がし弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	②	A-余熱除去ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	交流電源	③	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	切→入	原子炉補助建屋 10.3n	スイッチ操作	交流電源	④	A-余熱除去ポンプRWS P/再循環サンプ 側入口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑤	余熱除去Aライン入口止め弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑥	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑦	余熱除去Aライン流量制御弁	全閉確認 →調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑧	A-余熱除去ポンプミニフロー弁	全閉→全開 →全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑨	A-余熱除去冷却器出口流量調節弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑩	A-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑪	B-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑫	C-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑬	A-加圧器逃がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑭	B-加圧器逃がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																							
①	A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
②	A-余熱除去ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
③	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	切→入	原子炉補助建屋 10.3n	スイッチ操作	交流電源																																																																																							
④	A-余熱除去ポンプRWS P/再循環サンプ 側入口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑤	余熱除去Aライン入口止め弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑥	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑦	余熱除去Aライン流量制御弁	全閉確認 →調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							
⑧	A-余熱除去ポンプミニフロー弁	全閉→全開 →全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑨	A-余熱除去冷却器出口流量調節弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							
⑩	A-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑪	B-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑫	C-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑬	A-加圧器逃がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							
⑭	B-加圧器逃がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 概略系図 (4)</p>	 <p style="text-align: center;">図 45-4-3 1 次冷却系のフィードアンドブリード (余熱除去設備による冷却)</p>	
45-5-4		

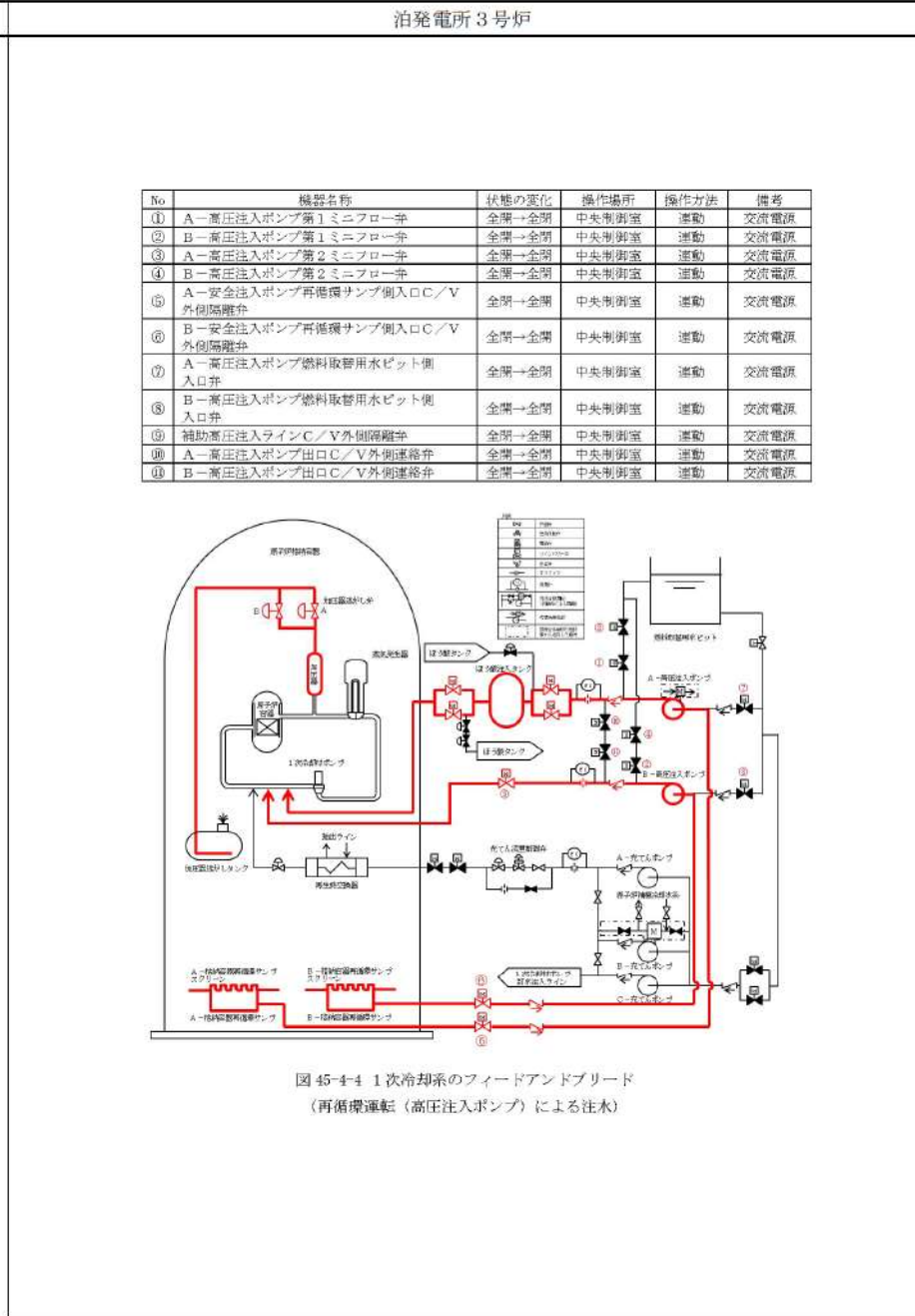
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備



45-5-5

泊発電所3号炉



No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	A-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁	全開→全開	中央制御室	運転	交流電源
②	B-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁	全開→全開	中央制御室	運転	交流電源
③	A-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁	全開→全開	中央制御室	運転	交流電源
④	B-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁	全開→全開	中央制御室	運転	交流電源
⑤	A-安全注入ポンプ再循環サンパ側入口C/V外側隔離弁	全開→全開	中央制御室	運転	交流電源
⑥	B-安全注入ポンプ再循環サンパ側入口C/V外側隔離弁	全開→全開	中央制御室	運転	交流電源
⑦	A-高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側入口弁	全開→全開	中央制御室	運転	交流電源
⑧	B-高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側入口弁	全開→全開	中央制御室	運転	交流電源
⑨	補助高圧注入ラインC/V外側隔離弁	全開→全開	中央制御室	運転	交流電源
⑩	A-高圧注入ポンプ出口C/V外側連絡弁	全開→全開	中央制御室	運転	交流電源
⑪	B-高圧注入ポンプ出口C/V外側連絡弁	全開→全開	中央制御室	運転	交流電源

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁</td> <td>全開確認</td> <td>原子炉建屋 24.8m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン元弁</td> <td>全開確認</td> <td>原子炉建屋 29.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン元弁</td> <td>全開確認</td> <td>原子炉建屋 29.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A</td> <td>全開確認 →全開</td> <td>原子炉建屋10.3m 中間</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B</td> <td>全開確認 →全開</td> <td>原子炉建屋10.3m 中間</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>原子炉建屋10.3m</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）</td> <td>ホース接続</td> <td>原子炉建屋10.3m</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁</td> <td>全開→全開</td> <td>原子炉建屋10.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>タービン動補助給水ポンプ軸受油止め弁</td> <td>全開→全開</td> <td>原子炉建屋10.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>専用工具（蒸気加減弁開操作用）</td> <td>専用工具 取付け</td> <td>原子炉建屋10.3m</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ピストン</td> <td>専用工具 取付け</td> <td>原子炉建屋10.3m</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁</td> <td>全開→調整開</td> <td>原子炉建屋10.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉建屋10.3m</td> <td>連動</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>A-補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td>B-補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑯</td> <td>C-補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑰</td> <td>A-主蒸気逃がし弁</td> <td>全開→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑱</td> <td>B-主蒸気逃がし弁</td> <td>全開→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑲</td> <td>C-主蒸気逃がし弁</td> <td>全開→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁	全開確認	原子炉建屋 24.8m	手動操作	-	②	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン元弁	全開確認	原子炉建屋 29.3m	手動操作	-	③	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン元弁	全開確認	原子炉建屋 29.3m	手動操作	-	④	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全開確認 →全開	原子炉建屋10.3m 中間	手動操作	-	⑤	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全開確認 →全開	原子炉建屋10.3m 中間	手動操作	-	⑥	ホース	ホース接続	原子炉建屋10.3m	-	-	⑦	専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）	ホース接続	原子炉建屋10.3m	-	-	⑧	タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁	全開→全開	原子炉建屋10.3m	手動操作	-	⑨	タービン動補助給水ポンプ軸受油止め弁	全開→全開	原子炉建屋10.3m	手動操作	-	⑩	専用工具（蒸気加減弁開操作用）	専用工具 取付け	原子炉建屋10.3m	-	-	⑪	タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ピストン	専用工具 取付け	原子炉建屋10.3m	-	-	⑫	タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁	全開→調整開	原子炉建屋10.3m	手動操作	-	⑬	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	原子炉建屋10.3m	連動	-	⑭	A-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑮	B-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑯	C-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑰	A-主蒸気逃がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑱	B-主蒸気逃がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑲	C-主蒸気逃がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																					
①	補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁	全開確認	原子炉建屋 24.8m	手動操作	-																																																																																																																					
②	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン元弁	全開確認	原子炉建屋 29.3m	手動操作	-																																																																																																																					
③	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン元弁	全開確認	原子炉建屋 29.3m	手動操作	-																																																																																																																					
④	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全開確認 →全開	原子炉建屋10.3m 中間	手動操作	-																																																																																																																					
⑤	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全開確認 →全開	原子炉建屋10.3m 中間	手動操作	-																																																																																																																					
⑥	ホース	ホース接続	原子炉建屋10.3m	-	-																																																																																																																					
⑦	専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）	ホース接続	原子炉建屋10.3m	-	-																																																																																																																					
⑧	タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁	全開→全開	原子炉建屋10.3m	手動操作	-																																																																																																																					
⑨	タービン動補助給水ポンプ軸受油止め弁	全開→全開	原子炉建屋10.3m	手動操作	-																																																																																																																					
⑩	専用工具（蒸気加減弁開操作用）	専用工具 取付け	原子炉建屋10.3m	-	-																																																																																																																					
⑪	タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ピストン	専用工具 取付け	原子炉建屋10.3m	-	-																																																																																																																					
⑫	タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁	全開→調整開	原子炉建屋10.3m	手動操作	-																																																																																																																					
⑬	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	原子炉建屋10.3m	連動	-																																																																																																																					
⑭	A-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																																																																					
⑮	B-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																																																																					
⑯	C-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																																																																					
⑰	A-主蒸気逃がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																																																					
⑱	B-主蒸気逃がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																																																					
⑲	C-主蒸気逃がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																																																					



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 概略系統図（2）</p>	<p style="text-align: center;">図 45-4-5 蒸気発生器2次側からの除熱              (現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動)</p>	

45-5-2

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-6 容量設定根拠 3号炉</p>	<p>45-5 容量設定根拠</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>水源評価結果について（全交流動力電源喪失）</p> <p>水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シナジェンシ【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】</p> <p>○ 水源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復水ビット：<input type="text"/> m<sup>3</sup>（有効水量）</li> </ul> <p>○ 水使用パターン：</p> <p>復水ビット結垢時間の評価に用いる蒸気発生器（SG）への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】 注水温度 <input type="text"/> C</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去：<input type="text"/> m<sup>3</sup> （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</li> <li>② 高温停止状態から冷却維持温度 <input type="text"/> C までの顕熱除去：<input type="text"/> m<sup>3</sup> （1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顕熱）</li> <li>③ 蒸気発生器水位回復：<input type="text"/> m<sup>3</sup></li> </ul> <p>上記①～③の合計：<input type="text"/> m<sup>3</sup></p> <li>④ 崩壊熱除去：<input type="text"/> m<sup>3</sup></li> <div style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div> <p>復水ビットの水位低警報値までの水量 <input type="text"/> m<sup>3</sup>（有効水量）から、1次冷却系を出力運転状態から <input type="text"/> C一定維持まで冷却するために必要な注水量 <input type="text"/> m<sup>3</sup> を引いた量 <input type="text"/> m<sup>3</sup> の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、<input type="text"/> 時間</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p style="text-align: right;">容-1(1/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">変更前</th> <th style="width: 25%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">補助給水ビット</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td><input type="text"/>以上(660)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ ）内は公称値を示す。</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備と兼用及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合の記載事項。</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設 設計基準対象施設の補助給水ビットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-3「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（蒸気タービン）」による。</li> <li>・重大事故等対処設備 重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する補助給水ビットは、以下の機能を有する。</li> </ul> <p>補助給水ビットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>		変更前	変更後	名称	補助給水ビット		容量	m <sup>3</sup> /個	<input type="text"/> 以上(660)	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	65	
	変更前	変更後															
名称	補助給水ビット																
容量	m <sup>3</sup> /個	<input type="text"/> 以上(660)															
最高使用圧力	MPa	大気圧															
最高使用温度	℃	65															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>後になる。</p> <p>□時間までに、送水車による復水ビットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>復水ビットへの補給は、海から取水する。</p> <p>○ 水源評価結果</p> <p>事象発生□時間後までに、送水車による復水ビットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>□時間までに、送水車で補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p style="text-align: center;">容-1(2/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護盤又は原子炉トリップ遮断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の原子炉出力抑制（自動）として、ATWS緩和設備は、補助給水ビットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプを自動起動させ、蒸気発生器水位の低下を抑制するとともに、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により1次冷却系統の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする。</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動作動しなかった場合の原子炉出力抑制（手動）として、中央制御室での操作により、手動で主蒸気隔離弁を閉止することで原子炉出力を抑制するとともに、補助給水ビットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプを手動で起動し、補助給水を確保することで蒸気発生器水位の低下を抑制し、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により1次冷却系統の過圧を防止できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>補助給水ビットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ビットを水源としたタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水するため、現場での人力による専用工具を用いたタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作、専用の注油器によるタービン動補助給水ポンプ軸受への潤滑油供給及び人力によるタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とし、その期間内に1次冷却系統の減圧対策及び低圧時の冷却対策が可能な時間的余裕をとれる設計とする。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(3/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>全交流動力電源が喪失した場合を想定した蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水するため、代替非常用発電機より給電することで機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とし、その期間内に1次冷却系統の減圧対策及び低圧時の冷却対策が可能な時間的余裕をとれる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、加圧器逃がし弁の故障により1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器2次側での炉心冷却により1次冷却系統を減圧できる設計とする。</p> <p>全交流動力電源及び非常設直流電源系統が喪失した場合の蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器に注水するため、現場での人力による専用工具を用いたタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作、専用の注油器によるタービン動補助給水ポンプ軸受への潤滑油供給及び人力によるタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とする。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプは、蒸気発生器に注水するため、代替非常用発電機より給電することで機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(4/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>補助給水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる設計とする。</p> <p>運転中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、全交流動力電源が喪失した場合の蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を現場で人力により開操作することで蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(5/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。</p> <p>系統構成は、原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第63条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(6/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>補助給水ピットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水の水源として、代替水源である給水設備の補助給水ピットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する補助給水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>補助給水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイングのスプレィノズルより原子炉格納容器内にスプレィできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(7/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>補助給水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である給水設備の補助給水ピットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p> </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-1(8/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 容量</p> <p>補助給水ピットを重大事故等時においてタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水時に水源として使用する場合の容量は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給開始まで蒸気発生器に給水が可能な容量 <input type="text"/> が確認されている。</p> <p>以上より、補助給水ピットを重大事故等時に使用する場合の容量は、<input type="text"/> 個以上とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 <input type="text"/> 個を上回る660m<sup>3</sup>/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する補助給水ピットの最高使用圧力は、補助給水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>補助給水ピットを重大事故等時において使用する場合の圧力は、補助給水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する補助給水ピットの最高使用温度は、補助給水ピットの運転温度が40℃以下となるため、これを上回る標準的な温度として65℃とする。</p> <p>補助給水ピットを重大事故等時において使用する場合の温度は、補助給水ピットの運転温度が40℃以下となるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、40℃を上回る65℃とする。</p> <p>(注1) 補助給水ピットの有効水量</p> </div> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
	<p style="text-align: center;">容-2(1/8)</p> <table border="1" data-bbox="1182 308 1883 480"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">燃料取替用水ビット</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td>□以上(2,000)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内は公称値を示す。</p> <p>計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）及びその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合の記載事項であり、重大事故等対処設備としての値。</p> <p><b>【設定根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設       <p>設計基準対象施設の燃料取替用水ビットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-1「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統設備）」による。</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ビットは、原子炉格納容器内で火災が発生した際、消火要員による消火活動が困難である場合に、原子炉格納容器内にスプレイすることにより、原子炉格納容器全体の雰囲気水を水滴で覆い消火を行うために設置する。</p> </li> <li>重大事故等対処設備       <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する燃料取替用水ビットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ビットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> </li> </ul> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>			変更前	変更後	名称	燃料取替用水ビット		変更なし	容量	m <sup>3</sup> /個	□以上(2,000)	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	95	
		変更前	変更後																
名称	燃料取替用水ビット		変更なし																
容量	m <sup>3</sup> /個	□以上(2,000)																	
最高使用圧力	MPa	大気圧																	
最高使用温度	℃	95																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(2/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプ水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(3/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とする充てんポンプは、化学体積制御系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(4/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サブスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入システムにより炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイシステムを介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入システムにより炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p> </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(5/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ビットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ビットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ビットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p> </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(6/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(7/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量                      設計基準対象施設のその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ビットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同仕様で設計し、<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span>以上とする。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(8/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 <math>\square^3</math> (注1) が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 <math>\square^3</math> (注1) が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ピットを重大事故等時に使用する場合は、<math>\square^3</math> /個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 <math>\square^3</math> /個を上回る2,000<math>m^3</math> /個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力                      設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度                      設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30℃であるため、これを上回る温度として95℃とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30℃であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、30℃を上回る95℃とする。</p> <p>(注1) 燃料取替用水ピットの有効水量</p> </div> <p style="text-align: center;"><math>\square</math> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

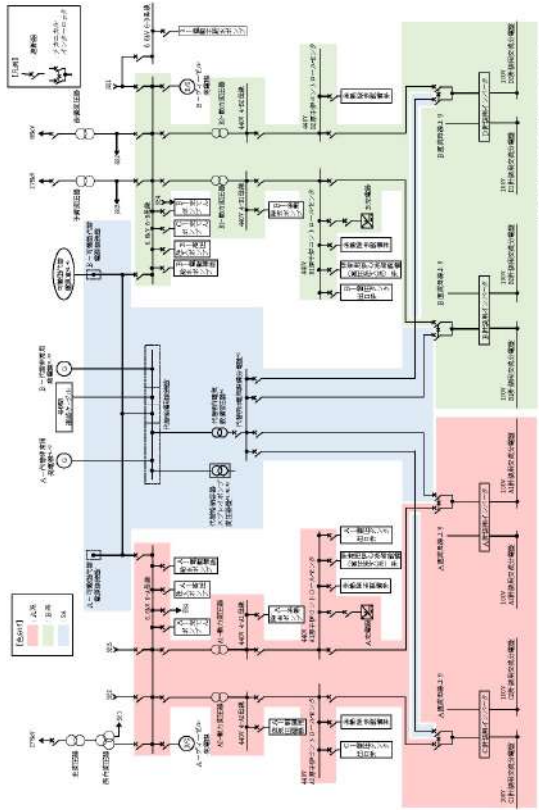
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

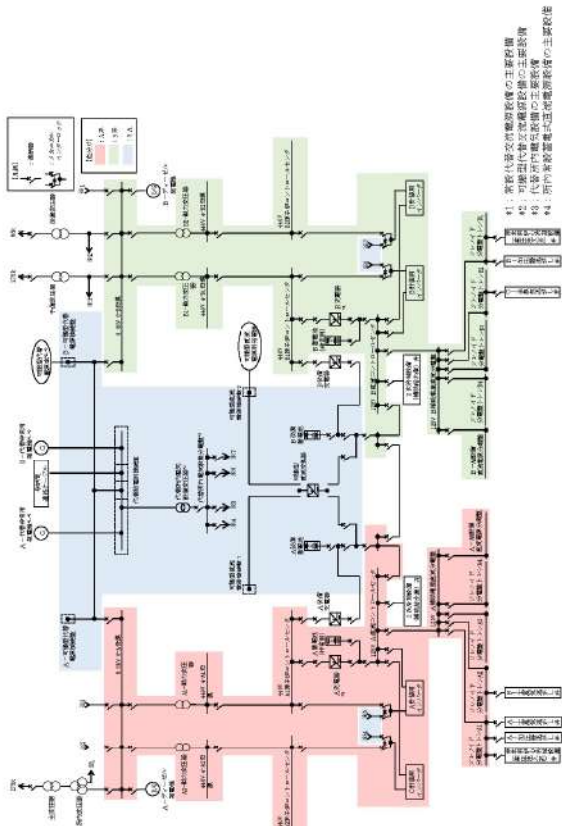
第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>45-6 単線結線図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p style="text-align: right;">図 4 5 - 6 - 1 交流電源系統結線図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>図 4.5-6-2 直流電源系統接続図</p> <p>41：冷却材受容槽の冷却の主要設備          42：冷却材受容槽の冷却の主要設備          43：冷却材受容槽の冷却の主要設備          44：冷却材受容槽の冷却の主要設備</p>	



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-9 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定及び海水注入時の影響評価</p>	<p>45-8 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定及び海水注入時の影響評価</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定及び海水注入時の影響評価</p> <p>1. 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定について</p> <p>全交流動力電源喪失（以下、「SBO」という）時において、蒸気発生器2次側へは、復水ピットを水源として、タービン動補助給水ポンプにより給水される。既設ラインの不具合等で、復水ピットへの水補給ができない場合においては、送水車等を用いて復水ピットへの補給を実施する。この場合の水源として、No. 2、3淡水タンク及び海水がある。これらの作業を実施する際の水源の選定について、以下の通りまとめた。</p> <p>(1) 給水時の水源の選定について</p> <p>重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）に使用する復水ピットが枯渇し、復水ピットへの補給が必要となった場合、No. 3淡水タンクから復水ピットへの補給を実施する。次に、No. 2淡水タンクを水源とする消火設備の消火栓による復水ピットへの補給を実施するが、構内で火災が発生している場合において、消火設備は、重大事故等時の対応よりも消火活動に優先して使用する。</p> <p>これらのタンクの水量は有限であるが、タンク切替え完了後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないようにし、最終的には海水に水源を切り替えることで水の供給が中断することはない、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。</p>	<p style="text-align: center;">蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定および海水注入時の影響評価</p> <p>1. 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定について</p> <p>全交流動力電源喪失（以下、「SBO」という。）時において、蒸気発生器2次側へは、補助給水ピットを水源として、タービン動補助給水ポンプにより給水される。既設ラインの不具合等で、補助給水ピットへの水補給ができない場合においては、可搬型大型送水ポンプ車を用いて補助給水ピットへの補給を実施する。この場合の水源として原水槽、代替給水ピット及び海水がある。また、原水槽に補給する水源として2次系純水タンク及びろ過水タンクがある。これらの作業を実施する際の水源選定について、以下の通りまとめた。</p> <p>(1) 給水時の水源の選定について</p> <p>重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側からの除熱（注水）に使用する補助給水ピットが枯渇し、補助給水ピットへの補給が必要となった場合、各水源から補助給水ピットへ供給される。補助給水ピットへの供給には水質のよい淡水を優先して使用する。原水槽又は海水へのアクセスに時間を要する場合は、T.P.31mに設置する代替給水ピットを優先して使用する。原水槽に補給する水源として2次系純水タンク及びろ過水タンクがあるが、ろ過水タンクは構内で火災が発生した場合に消火活動の水源として優先的に使用するため、2次系純水タンクを優先して使用し、火災が発生しておらず、2次系純水タンクが重大事故等時に破損等により使用できなければ、ろ過水タンクを使用する。</p> <p>これらのタンク等の水量は有限であるが、タンク切替え完了後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないようにし、最終的には海水に水源を切り替えることで水の供給が中断することはない、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>水源構成の相違</p> <p>・泊の原水槽は、貯水している水に加え、2次系純水タンク及びろ過水タンクの貯留水を原水槽に落水させ原水槽から取水できる手段を整備している。</p> <p>記載内容の相違</p> <p>・泊は、淡水源の原水槽への補給水源を2つ有しており、そのうちのろ過水タンクは消火設備の水源としている。大阪と同様、消火設備の水源は、消火活動の使用に優先的に使用することは同じである。</p> <p>・このため、原水槽への補給には2次系純水タンクを優先して使用する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>2. 蒸気発生器2次側への海水注入による影響評価</p> <p>SBO時において、復水ピットからタービン動補助給水ポンプを使用して蒸気発生器（以下、「SG」という）に注水することとしているが、約18.7時間後に復水ピットの水が枯渇することとなる。この対処として、送水車にて復水ピットへ海水を補給することとしており、これによりSGへの継続給水が可能となる。</p> <p>本資料ではSG2次側に海水の塩分が析出するまでの期間と、SG2次側の塩分濃度の高い水をSGブローダウン系統から一定量放出することにより、塩分析出による流路閉塞、伝熱阻害を発生させることなく冷却を継続できることについて説明する。</p> <p>(1) 塩分析出までの期間</p> <p>a. 海水中の塩分濃度と塩分の溶解度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海水中の塩分濃度については、大阪原子力発電所の位置する若狭湾での調査結果<sup>*1</sup>を基に、保守的に□wt%と設定する。</li> <li>※1：若狭湾における海洋環境モニタリングシステム等に関する調査研究、若狭湾エネルギー研究センター（平成18年度）他</li> <li>海水の主成分及び各成分を表1、2に示す。塩化ナトリウムは海水成分の77.9%を占め、溶媒温度が高い領域での溶解度が主要3物質の中で最も小さい。このことから、海水成分の溶解度を塩化ナトリウムで代表させ、塩化ナトリウムの実際の溶解度に対して保守的な溶解度として、□wt%を塩分の溶解度として設定する。</li> </ul> <div data-bbox="336 893 907 1117" style="text-align: center;"> <p>表1 海水の主成分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">海水成分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">海水</td> <td>水分 (96.5%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">塩分 (3.5%)</td> <td>塩化ナトリウム (77.9%)</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム (9.6%)</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム (6.1%)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日本原子力研究開発機構ホームページ)</p> </div>	海水成分		海水	水分 (96.5%)	—	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)	塩化マグネシウム (9.6%)	硫酸マグネシウム (6.1%)	その他	<p>2. 蒸気発生器2次側への海水注入による影響評価</p> <p>SBO時において、補助給水ピットからタービン動補助給水ポンプを使用して蒸気発生器（以下、「SG」という。）に注水することとしているが、約7時間後に補助給水ピットの水が枯渇することとなる。この対処として、可搬型大型送水ポンプ車にて補助給水ピットへ海水を補給することとしており、これによりSGへの継続給水が可能となる。</p> <p>本資料ではSG2次側に海水の塩分が析出するまでの期間と、SG2次側の塩分濃度の高い水をSGブローダウン系統から一定量放出することにより、塩分析出による流路閉塞、伝熱阻害を発生させることなく冷却を継続できることについて説明する。</p> <p>(1) 塩分析出までの期間</p> <p>a. 海水中の塩分濃度と塩分の溶解度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海水中の塩分濃度については、泊発電所温排水影響調査<sup>*1</sup>の結果を基に、保守的に□wt%と設定する。</li> <li>※1：参考 図 泊発電所周辺海域における塩分濃度測定結果の経年変化（平成19年度～平成25年度）</li> <li>海水の主成分及び各成分を表1、2に示す。塩化ナトリウムは海水成分の77.9%を占め、溶媒温度が高い領域での溶解温度が主要3物質の中で最も小さい。このことから、海水成分の溶解度を塩化ナトリウムで代表させ、塩化ナトリウムの実際の溶解度に対して保守的な溶解度として、□wt%を塩分の溶解度として設定する。</li> </ul> <div data-bbox="1265 893 1747 1117" style="text-align: center;"> <p>表1 海水の主成分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">海水成分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">海水</td> <td>水分 (96.5%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">塩分 (3.5%)</td> <td>塩化ナトリウム (77.9%)</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム (9.6%)</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム (6.1%)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日本原子力研究開発機構ホームページ)</p> </div>	海水成分		海水	水分 (96.5%)	—	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)	塩化マグネシウム (9.6%)	硫酸マグネシウム (6.1%)	その他	<p>相違理由</p> <p>出典の相違                  記載方針の相違                  ・泊は、塩分濃度の調査結果を参考として示す。</p>
海水成分																						
海水	水分 (96.5%)	—																				
	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)																				
		塩化マグネシウム (9.6%)																				
		硫酸マグネシウム (6.1%)																				
		その他																				
海水成分																						
海水	水分 (96.5%)	—																				
	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)																				
		塩化マグネシウム (9.6%)																				
		硫酸マグネシウム (6.1%)																				
		その他																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>46-8 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p>	<p>45-7 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>1. 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p> <p>通常、タービン動補助給水ポンプは、起動信号により直流駆動の<b>非常用油ポンプ</b>が自動起動し、タービン動補助給水ポンプの制御油圧の確立及び軸受油の供給を開始する。軸受油の確立後、直流駆動の<b>タービン動補助給水ポンプ起動弁</b>及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁が開となると、駆動蒸気が供給され、タービン動補助給水ポンプが起動する。このように、タービン動補助給水ポンプは常に起動可能な状態で待機している。</p> <p>常設直流電源系統が喪失した場合には、<b>非常用油ポンプ</b>による制御油及び軸受油が確保できなくなり、タービン動補助給水ポンプは起動しないが、軸受油については、現場にて<b>手動油ポンプ</b>及びホースを用いて軸受へ給油し、蒸気加減弁については、現場にて<b>タービン動補助給水ポンプ起動用工具</b>を用いて、<b>起動制御ピストン</b>を押し上げて、<b>蒸気加減弁レバー</b>を押し下げることにより、蒸気加減弁を開放することができる。<b>その後</b>、手動操作にて<b>タービン動補助給水ポンプ起動弁</b>を開放し、駆動蒸気を供給することにより、タービン動補助給水ポンプを起動することが可能である。</p> <p>一度運転状態となれば、通常起動時と同様に軸直結の主油ポンプから油が供給されることから、運転に与える影響が無く、十分な<b>機関</b>の運転継続が可能である。</p>	<p>1. 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p> <p>通常、タービン動補助給水ポンプは、起動信号により直流駆動の<b>補助油ポンプ</b>が自動起動し、タービン動補助給水ポンプの制御油圧の確立及び軸受油の供給を開始する。軸受油の確立後、直流駆動の<b>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁</b>及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁が開となると、駆動蒸気が供給され、タービン動補助給水ポンプが起動する。このように、タービン動補助給水ポンプは常に起動可能な状態で待機している。</p> <p>常設直流電源系統が喪失した場合には、<b>補助油ポンプ</b>による制御油及び軸受油が確保できなくなり、タービン動補助給水ポンプは起動しないが、軸受油については、現場にて<b>潤滑油供給器</b>及びホースを用いて軸受へ給油し、蒸気加減弁については、現場にて<b>起動速度制御ピストン</b>引上げ治具を用いて、<b>起動速度制御ピストン</b>を押し上げて、<b>起動レバー</b>を取り付けた<b>油圧増幅器出力軸</b>を押し下げることにより、蒸気加減弁を開放することができる。<b>あわせて</b>、手動操作にて<b>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁</b>を開放し、駆動蒸気を供給することにより、タービン動補助給水ポンプを起動することが可能である。</p> <p>一度運転状態となれば、通常起動時と同様に軸直結の主油ポンプから油が供給されることから、運転に与える影響が無く、十分な<b>期間</b>の運転継続が可能である。</p>	<p>相違理由</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御油及び軸受油を供給するポンプについて、大飯と泊の相違について、次頁に記載する。</li> <li>・上記以外は、名称の相違のみで各構成部品の有する機能は同一である。</li> </ul> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後掲する起動手順のとおり、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁を手動により開とした状態として、タービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を開放することで、タービン動補助給水ポンプを起動する手順に従った記載とした。</li> </ul> <p>編集識別の注記（全ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本資料は、既提出資料の記載から大飯の記載に合わせ込みを行っており、細部にわたっては既提出資料からの変更箇所（追記・削除・修正）がありますが、既提出資料の本旨からの変更はありません。</li> <li>・変更箇所を黄色マークで識別した場合、記載箇所の入替などもあり、全面的に黄色マーカーとなることから、黄色マーカーでの変更箇所の識別は行っておりません。</li> </ul>











赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 操作手順</p> <p>現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動手順は以下のとおり。</p> <p>① 運転員等は、中央制御室及び現場にてタービン動補助給水ポンプ起動前の系統構成が確立されていることを確認する。</p> <p>② 運転員等は、現場にて手動油ポンプ及びホースを用いて軸受への給油ラインを構成し、手動油ポンプにより軸受に給油する。</p> <p>③ 運転員等は、現場にて制御レバー及び起動速度制御ピストンに起動用工具（ジャッキ）を取り付けて、ジャッキを押し上げて制御レバー及び起動速度制御ピストンを開とする。</p> <p>④ 運転員等は、現場にて蒸気加減弁に起動用工具（起動レバー）を取り付ける。</p> <p>⑤ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプ起動弁を手動にて開放する。</p> <p>⑥ 運転員等は、蒸気加減弁の起動レバーを押し上げて蒸気加減弁を開放してタービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>⑦ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプの起動状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑧ 運転員等は、タービン動補助給水ポンプ油ポンプ吐出圧力の上昇確認後、蒸気加減弁の起動レバーの押し下げを徐々に緩め蒸気加減弁が開位置で維持されることを確認後、蒸気加減弁の起動レバーを取り外す。</p> <p>⑨ 運転員等は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプによる軸受への給油を確認後、手動油ポンプによる軸受への給油を停止する。</p> <p>⑩ 運転員等は、起動速度制御ピストンが油圧にて上昇していることを確認し、ジャッキを取り外す。</p> <p>⑪ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプの運転状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑫ 運転員等は、現場でのタービン動補助給水ポンプ吐出圧力の監視及び中央制御室での補助給水流量等の監視により、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が実施できていることを確認する。</p>	<p>2. 操作手順</p> <p>現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動手順は以下のとおり。</p> <p>① 運転員は、中央制御室及び現場にてタービン動補助給水ポンプ起動前の系統構成が確立されていることを確認する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場にて潤滑油供給器及びホースを用いて軸受への給油ラインを構成し、潤滑油供給器により軸受に給油し、各軸受箱下に設置されている油窓を覗き、油面の上昇を確認する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場にて制御レバー及び起動速度制御ピストンにジャッキ及び引上げ治具を取り付けて、ジャッキを押し上げて制御レバー及び起動速度制御ピストンを開とする。</p> <p>④ 運転員は、起動速度制御ピストンへの制御油バイパス弁を開とする。</p> <p>⑤ 運転員及び災害対策要員は、現場にて蒸気加減弁に起動用工具（起動レバー）を取り付ける。</p> <p>⑥ 運転員は、現場にてタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気弁を手動にて開放する。</p> <p>⑦ 運転員は、蒸気加減弁の起動レバーを徐々に押し下げ蒸気加減弁を開放してタービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>⑧ 運転員及び災害対策要員は、現場にてタービン動補助給水ポンプの起動状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑨ 運転員及び災害対策要員は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプ吐出圧力の上昇確認後、蒸気加減弁の起動レバーの押し下げを徐々に緩め蒸気加減弁が開位置で維持されることを確認後、蒸気加減弁の起動レバーを取り外す。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプによる軸受への給油を確認後、潤滑油供給器による軸受への給油を停止する。</p> <p>⑪ 災害対策要員は、起動速度制御ピストンが油圧にて上昇していることを確認し、ジャッキを取り外す。</p> <p>⑫ 運転員は、現場にてタービン動補助給水ポンプの運転状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑬ 運転員は、現場でのタービン動補助給水ポンプ吐出圧力の監視及び中央制御室での補助給水流量等の監視により、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が実施できていることを確認する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は、操作手順の主語を全て「運転員等」として重大事故等時の対応にあたる要員の総称で記載しているが、泊は、現場で仮設供給装置等による設置・操作を行う「災害対策要員」と系統弁の操作を行う「運転員」とし、その両者が行うポンプ起動後の運転状態確認については「運転員及び災害対策要員」として、策定している起動手順書を元に書き分けている。</li> </ul> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の手順記載事項の相違については、今回の修正前において、記載していた事項かつ手順書において実施する事項としている内容のため、継続して記載することとした。</li> <li>（手順②）潤滑油供給後の送油確認を油窓で行うことを記載。</li> <li>（手順④）手順③にて、治具を用いて起動速度制御ピストンをタービン動補助給水ポンプ起動できる状態にした後、直流電源喪失状態においてもポンプ起動後の主油ポンプからの給油が可能となるよう給油ラインの電磁弁をバイパスする経路を構成することを記載。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
3. タイムチャート		3. タイムチャート		
<p>タービン動補給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補給水ポンプ起動時（現場手動操作）によるタービン動補給水ポンプの起動開始</p> <p>約45分</p>		<p>40分</p> <p>タービン動補給水ポンプ起動</p>		
手順の項目	要員（数）	手順の項目	要員（数）	
タービン動補給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補給水ポンプ起動時（現場手動操作）によるタービン動補給水ポンプの機能回復	運転員等（現場）	現場手動操作によるタービン動補給水ポンプの起動	運転員（現場）B 災害対策要員A, B	
<p>※ 現場移動時間には防護具着用時間を含む。</p>		<p>※1：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間                  ※2：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機材準備の作業時間に余裕を見込んだ時間                  ※3：潤滑油供給器接続、蒸気加減弁開操作準備及びタービン動補給水ポンプ起動準備の作業時間に余裕を見込んだ時間                  ※4：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p style="text-align: center;">表2 各海水成分の水に対する溶解度<sup>※2</sup></p> <table border="1" data-bbox="336 287 896 399"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>0℃</th> <th>20℃</th> <th>40℃</th> <th>60℃</th> <th>80℃</th> <th>100℃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩化ナトリウム</td> <td>26.28</td> <td>26.38</td> <td>26.65</td> <td>27.05</td> <td>27.54</td> <td>28.2</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム</td> <td>34.6</td> <td>35.3</td> <td>36.5</td> <td>37.9</td> <td>39.8</td> <td>42.3</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム</td> <td>18.0</td> <td>25.2</td> <td>30.8</td> <td>35.3</td> <td>35.8</td> <td>33.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※2：100gの飽和溶液中に溶存する各物質の量をグラム(g)で表したものの                      (出典：理科年表)</p> <p>b. 炉心の冷却に必要な海水流量</p> <p>炉心の冷却のために必要なSGへの海水供給流量及び海水積算給水流量を図1及び図2に示す。</p> <div data-bbox="212 582 974 1117" style="border: 2px solid black; height: 335px; width: 340px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="353 1241 855 1289" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <p style="text-align: right;">45-9-3</p>	物質	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃	塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2	塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3	硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5	<p style="text-align: center;">表2 各海水成分の水に対する溶解度<sup>※</sup></p> <table border="1" data-bbox="1220 271 1825 391"> <thead> <tr> <th>成分</th> <th>0℃</th> <th>20℃</th> <th>40℃</th> <th>60℃</th> <th>80℃</th> <th>100℃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩化ナトリウム</td> <td>26.28</td> <td>26.38</td> <td>26.65</td> <td>27.05</td> <td>27.54</td> <td>28.2</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム</td> <td>34.6</td> <td>35.3</td> <td>36.5</td> <td>37.9</td> <td>39.8</td> <td>42.3</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム</td> <td>18.0</td> <td>25.2</td> <td>30.8</td> <td>35.3</td> <td>35.8</td> <td>33.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※：100gの飽和溶液中に溶存する各物質の量をグラム(g)で表したものの                      (出典：理科年表)</p> <p>b. 炉心の冷却に必要な海水流量</p> <p>炉心の冷却のために必要なSGへの海水供給流量及び海水積算流量を図1及び図2に示す。</p> <div data-bbox="1131 622 1870 1117" style="border: 2px solid black; height: 310px; width: 330px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">図1 SGへの海水供給流量 (SG3基の合計)</p> <div data-bbox="1191 1241 1780 1273" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	成分	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃	塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2	塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3	硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5	
物質	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃																																																				
塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2																																																				
塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3																																																				
硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5																																																				
成分	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃																																																				
塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2																																																				
塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3																																																				
硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="1160 826 1751 865">図2 SGへの積算水量（SG3基の合計）</p> <p data-bbox="1126 890 1742 917"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. SG2次側に塩分が析出する時期について</p> <p>(a) 本事象において、SG水位は狭域水位計の監視範囲内に維持することとしている。ここではSG2次側の保有水量については、SG狭域水位33%時の水量とし、保守的に□t/基と設定した。このとき、SG4基の保有水中に溶解可能な塩分量は以下の通りである。</p> <p>溶解可能な塩分量=□t/基×4基×□wt%=□t</p> <p>(b) 海水の塩分濃度を□wt%とした場合、SG4基へ持ち込む塩分量が□tとなる海水供給量は以下の通りである。</p> <p>海水供給量=□t÷□wt%=□t</p> <p>(c) 図2より、SGへの海水の積算給水量が□tを超えるのは□時間後□日後となる。また、この時期までの間はSG2次側に著しい塩分の析出は生じない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>c. 蒸気発生器2次側に塩分が析出する時期について</p> <p>○本事象において、SG水位は狭域水位計の0%以上67%未満※1に維持することとしている。そこでSG2次側の保有水量については、保守的にSG狭域水位0%時の水量とし、約70t/基と設定した。このとき、SG3基の保有水中に溶解可能な塩分量は以下のとおりである。</p> <p>・溶解可能な塩分量 = 約70t/基 × 3基 × 25wt% = 約52t</p> <p>※1：0%はSGの伝熱管が完全に水没している水位                  67%はSG水位高の警報設定値</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     本記載は、伊方3号炉の参考掲載                 </div>	<p>c. SG2次側に塩分が析出する時期について</p> <p>(a) 本事象において、SG水位は狭域水位計の可視範囲内に維持することとしている。そこでSG2次側の保有水量については、保守的にSG狭域水位0%時の水量とし、□t/基と設定した。このとき、SG3基の保有水中に溶解可能な塩分量は以下のとおりである。</p> <p>・溶解可能な塩分量=□t/基×3基×□wt%=□t</p> <p>(b) 海水の塩分濃度を□wt%とした場合、SG3基へ持ち込む塩分量が□tとなる海水供給量は以下のとおりである。</p> <p>・海水供給量=□t÷□wt%=□t</p> <p>(c) 図2より、SGへの海水の積算給水量が□tを超えるのは□時間後□日後となる。また、この時期までの間は2次側に著しい塩分の析出は生じない。</p>	<p><u>設計方針の相違</u></p> <p>・大阪は、SG内部保有水として狭域33%水位を保有水量として設定しているが、泊はSG狭域0%時の保有水量を設定している（伊方と同様）。</p> <p>・SG保有水量が少ないほど、溶解可能な塩分量が少なくなり、塩分析出までの海水供給量は少なくなり、塩分析出までの期間は短くなる評価となる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 320 981 1166" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="374 1302 871 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="902 1337 963 1358" style="margin-top: 10px;">45-9-5</div>	<div data-bbox="1167 304 1823 1129" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1397 1161 1599 1182" style="text-align: center; margin-top: 10px;">図3 泊3号機 SG構造図</div> <div data-bbox="1312 1294 1760 1315" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div> <div data-bbox="1496 1350 1556 1370" style="margin-top: 10px;">45-8-5</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) SGブローダウン系統を利用した塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>SG 2次側に塩分が析出する時期、すなわちSBO後 [ ] 日目のプラント状態は、RCS 温度が [ ] °C、RCS 圧力が [ ] MPa(gage)に維持され、安定的に冷却されている時期である。このようなプラント状態で、SGブローダウン系統を使用し、塩分濃度が上昇したSG 2次側保有水を排出した場合、以下のとおりSG 2次側保有水の塩分濃度を低減することができる。</p> <div data-bbox="224 391 996 869" style="border: 2px solid red; height: 300px; width: 100%;"></div> <p>a. SGブローダウンによる排出流量について</p> <p>SGブローダウンによる排出流量については、RCSを [ ] MPa(gage)に維持しておりSG 2次側が低圧の状態では排出できる流量として、保守的に [ ] t/h/基と設定する。このときのSG 4基の排出流量は以下の通りとなる。</p> <p>SGからの排出流量= [ ] t/h/基 × 4基 = [ ] t/h</p> <p>b. SGへの注水流量について</p> <p>SBO後 [ ] 日目に炉心崩壊熱の除去のために必要な流量は図1より [ ] t/hである。SGに継続的に注水すべき海水流量については、これにSGブローダウンによる排出流量を加えたものとなる。したがって、SG 4基への注水流量は以下の通りとなる。</p> <p>SGからの注水流量= [ ] t/h + [ ] t/h/基 × 4基 = [ ] t/h</p> <p>なお、この流量を送水車により復水ピットに補給し、復水ピット経由でSGに海水注水することは可能である。</p>	<p>(2) SGブローダウン系統を利用した塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>SG2 次側に塩分が析出する時期、すなわち SBO 後 [ ] 日目のプラント状態は、RCS 温度が約 170 °C、RCS 圧力が約 0.7 MPa に維持され、安定的に冷却されている時期である。このようなプラント状態で、SGブローダウン系統を使用し、塩分濃度が上昇したSG2 次側保有水を排出した場合、以下のとおりSG2 次側保有水の塩分濃度を低減することができる。</p> <div data-bbox="1131 359 1848 837" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>図4 SBO後の1次系圧力の推移 (RCPシールLOCAあり)</p> </div> <p>a. SGブローダウンによる排出流量について</p> <p>SGブローダウンによる排出流量については、RCSを約 0.7 MPa (gage) に維持しておりSG2 次側が低圧の状態では排出できる流量として、<b>運転実績 [ ] t/h/基</b> から保守的に [ ] t/h/基と設定する。このときのSG 3基の排出流量は以下のとおりとなる。</p> <p>・SGからの排出流量= [ ] t/h/基 × 3基 = [ ] t/h</p> <p>b. SGへの注水流量について</p> <p>SBO後 [ ] 日目に炉心の冷却のために必要な流量は図1より [ ] t/hである。SGに継続的に注水すべき海水流量については、これにSGブローダウンによる排出流量を加えたものとなる。したがってSG 3基への注水流量は以下のとおりとなる。</p> <p>・SGへの注水流量= [ ] t/h + [ ] t/h/基 × 3基 = [ ] t/h</p> <p>なお、この流量を可搬型大型送水ポンプ車により補助給水ピットに補給し、補助給水ピット経由でSGに海水注入することは可能である。</p>	<p>解析結果の相違</p> <p>記載内容の相違              ・保守的な設定であることを示すため、運転時s.s機の排出量を記載した。</p> <p>設計の相違              ・3#-プの泊と4#-プの大阪でSG数が異なる。</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>□日目時点でのSGへの注水流量及び排出流量から塩分の持込み量及び排出量を以下の通り算出した。その結果、「塩分持込み&lt;塩分排出量」となることから、SG2次側保有水の塩分濃度を低下させることができる。</p> <p>・塩分持込量=□ t/h × □ wt% = □ t/h                  ・塩分排出量=□ t/h × □ wt% = □ t/h                  ・塩分収支 = □ t/h - □ t/h = □ t/h</p> <p>それ以降、継続的にSGブローダウンを実施することにより、SG2次側保有水の塩分濃度を海水の塩分濃度と同等になるまで低下させることができる。</p> <p>以上より、SG2次側の塩分濃度が□wt%に達するまでに時間的裕度はあるものの、塩分濃度を低い状態に維持した方が、万一の塩の偏析等を防止できることから、SGへの海水の注水を開始した場合には、図5に示すように、SG基内の塩分濃度の低下が見込まれる時点からSGブローダウンによる排出を開始する運用とする。</p>	<p>c. 塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>□日目時点でのSGへの注水流量及び排出流量から塩分の持込み量及び排出量を以下のとおり算出した。その結果、「塩分持込量&lt;塩分排出量」となることから、SG2次側保有水の塩分濃度を低下させることができる。</p> <p>・塩分持込量=□ t/h × □ wt% = □ t/h                  ・塩分排出量=□ t/h × □ wt% = □ t/h                  ・塩分収支 = □ t/h - □ t/h = □ t/h (排出)</p> <p>それ以降、継続的にSGブローダウンを実施することにより、SG2次側保有水の塩分濃度を海水の塩分濃度と同等になるまで低下させることができる。</p> <p>以上より、SG2次側の塩分濃度が□wt%に達するまでに時間的裕度はあるものの、塩分濃度を低い状態に維持した方が、万一の塩の偏析等を防止できることから、SGへの海水の注水を開始した場合には、図5の例に示すように、SG器内の塩分濃度の低下が見込まれる時点となった以降にSGブローダウンによる排出を開始する運用とする。</p>	<p>設計方針の相違</p> <p>設計の相違</p> <p>・SG基数の相違による塩分の持込量と排出量の相違はあるが、持込量を上回る排出量である評価に相違はない。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 311 981 880" style="border: 2px solid red; width: 353px; height: 357px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="353 1292 853 1334" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1137 287 1861 815" style="border: 2px solid red; width: 323px; height: 331px; margin: 20px auto; position: relative;"> <div data-bbox="1178 316 1827 770" style="border: 2px solid black; width: 290px; height: 285px; position: absolute; top: 10px; left: 10px;"></div> <div data-bbox="1332 770 1671 798" style="position: absolute; bottom: 10px; left: 10px;">                         図5 SG2次側の塩分濃度推移の例                     </div> </div>	<p>評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水源の水量、SGの保有水量、塩分持込可能量の相違により、海水注入開始時期、SG器内水の塩分濃度□wt%への到達時間が相違はあるが、SGローダリにて器内水排出をすることで、許容塩分溶解度未満でSG器内水を維持できる設計に相違はない。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考</p> <div style="text-align: center;"> <p>○本図の塩分濃度は、泊発電所周辺海域における15測定点で、鉛直方向として海面下0.5m、5mおよび海底上2mの3層を用いて算出した。</p> <p>図 塩分濃度測定結果の経年変化</p> </div>	